

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 2

編輯部報情閣内

週報

號日六十二月七

北樺太利權に對する暴壓

時局と賃金統制
夏と心身鍛鍊
潞安作戰の經過

第一四五號 昭和十一年十月二十九日發行 昭和十四年七月二十六日發行 (每週一、四、水曜日發行)

五錢

週報

昭和十一年十月二十九日發行 昭和十四年七月二十九日發行 (每週一、四、水曜日發行)



百億貯蓄は保険から

社団法人生命保険協會
後援 大藏省・工商省

(判[A5]規格定額はさ大の書本)

露光量違いにより重複撮影



目次 (七月二十六日 第一四五號)

時局と資金統制	厚生省	二
潞安作戦の経過	陸軍省情報部	九
口夏と心身鍛錬	厚生省	二二
口夏の學生生活	文部省	三三
百億貯蓄強調週聞を顧みる	國民貯蓄獎勵局	三二
五十億を突破した郵便貯金		三六
火災は近づく		三〇
國際時事解説		
北樺太利権に對する暴壓	外務省情報部	三三
最近公布の法令	内閣官房庶務課	元

七月十六日(日)

▽外蒙ソ聯國境線ヲラルチに飛來、機師八名を投下重傷七名を出す

▽我が國境前線部コロンス問題で重大打合を行ふ

▽重慶政府府外石を委員長に、趙玉祥、閻錫山、李宗仁、陳誠、李漢傑、唐生智、宋哲元、陳錫珪八名を委員とする改組軍事委員會を發表

七月十七日(月)

▽田部朝一少將、兼井良太中佐等の機上野死發表さる

▽滿洲國牛乳禁止今日より實施

七月十八日(火)

▽津賀、地代は昨年八月四日現狀に比ぶるとの物價委員の答申なる

▽陸軍九名米道沿線に殺はる

▽六月十九日の第二次モンゴ事件より今日までのソ聯軍の損害四八八機

七月十九日(水)

▽山西省軍用の戰艦瀋陽州城を占領完結、簡立現の華る廿萬を避難

▽日獨對等條約エリス、ヒツナイマル協定來朝

▽有田、クレイギー第二次會談開始、英再び本國物の調査

七月二十日(木)

▽海軍第九次機功行賞發表、受賞者三百五十二名、陸軍賞四十名

▽第一回興亞院會議、平沼首相列國の興亞協力を要請

▽連勝侯爵府内、大角の増大、井根善三特長、國島立三、藤岡夢郎、法幣五打を輸る新案に同意

▽聖郭イタリ、青年層に日本軍への義勇兵志願強調として起る

七月二十一日(金)

▽天皇陛下聯合艦隊へ行幸

▽我が國海軍の編制を元來ならせり

▽第三次日英會談外相官邸に開催、協成立に向つて進捗、ギレル湖上で第三十九機墜落

七月二十二日(土)

▽東部防衛司令部設下、天防空防兩平前六時終結

▽日英第四次會談行はる

今週の曆

▽七月廿日明治天皇崩御

▽八月一日から五日、問答一、齊に心身鍛錬運動開始

▽八月二日、物の調査



時局と賃金統制

厚生省

一、賃金統制令は何故制定されたか

賃金は労働契約の内容を爲すものの中でも最も重要且つ現実的な問題であるから、國家が何等かの形に於いて之に對して監督を加へるといふことは從來各國で行はれてゐた。わが國でも、例へば工場法施行令第二十七條ノ四に規定されてゐるやうに賃金に對する或る程度の行政上の監督は行はれてゐたが、國家として全般的に賃金を統制するといふことは未だ嘗て行はれてゐなかつた事柄である。

ところが滿洲事變以後、殊に今次事變によつて軍需産業等の時局關係の事業が盛んになるにつれて、この方面の賃金が甚だしく不統制且つ混亂を來たし、今後の趨勢としても益々昂騰せんとする傾向が現はれるに至つた。か

かる状態を放置することは、國家總動員の目的を達成する上に於いて支障となる惧れがあるので、これ等の時局關係の事業に於ける賃金の適正な統制を行つて、軍需を充足し生産力の擴充を全からしめる爲め、物價統制と相呼應して軍需生産費を適當に調整することが必要となつたのである。

また一面、これ等軍需産業等の時局關係の事業に於いては労働力、殊に熟練労働者が不足してゐるためにその争奪、引拔等が盛んに行はれ、その結果は時局下の國策を遂行するため必要な事業に於ける生産に支障を來たす惧れもあるので政府はその對策として、従業者雇入れ制限令を制定して労働者の移動を制限するに至つたのであるが、この場合、賃金に對して何等の統制も加へないで置くと、従來移動の自由を認められてゐた爲めに一應均衡を保つてゐた賃金が、その均衡を破られる惧れがある。そこで労働者の移動制限を固滑に運行し、進んでは戦時下の労働力の維持増進を圖るため賃金の統制を行つてその適正を期する必要が生じて來たのである。なほ又、右に述べた従業者雇入れ制限令に依り既經驗労働者の移動を制限することによつて、その制限を受けない未経験労働者の争奪が従来よりも一層激化せられ、その初任給が昂騰して、軍需産業に必要な労働力の充足に支障を來たす惧れがある。それ故その對策として未経験労働者の初任給に適正な基準を與へて之を統制する必要があるのである。

以上のやうないろいろの必要から、今回國家總動員法第六條の規定に基づいて賃金統制令が制定せられ、國家が積極的に賃金の統制を行ふに至つたのである。

二、賃金統制令の内容

右のやうな必要から制定された賃金統制令の内容は、次の通りである。

先づ第一に賃金統制令によつて統制を受くべきものは、差當つては機械、器具、船舶、車輛若しくは金屬品の製造加工又は金屬の精錬を營む工場にして工場法の適用を受けるもの並びに鑛業法の適用を受ける事業に備はれてゐる労働者の賃金である。然し厚生大臣は、將來必要が生じたときは、統制令の適用範囲を擴張して、その他の事業に備はれてゐる労働者の賃金をも統制出来るやうになつてゐる。

次に賃金統制令によつて統制せらるべき賃金は、労働者が勞務の對價として事業主より常時又は定期に受け給與その他の利益であるが、その内、(一)三月を超える期間毎に支給せられる賞與又は手當、(二)通勤手當、(三)住居に關する利益又は住宅料で賃金の額の決定に影響のないもの等は、統制の範圍から除外せられてゐる。なほ賃金の全部又は一部が金錢以外の給與その他の利益である場合には、之を金錢に換算することになつてゐる。

次に賃金統制令に依る賃金の統制方法は三種類に分けることが出来る。

その一は、常時五十人以上の労働者を使用する事業主をして賃金の支拂方法及び支拂期日、所定就業時間外労働に對する割増率又は手當、所定休日出勤に對する割増率又は手當、労働者を交替に就業させる場合に夜間就業に對して賞與又は手當を支給するときは、その額又は率、遅刻又は早退の場合の賃金の計算方法等、賃金に關して、事業主がその事業全體について一様に定め得るやうな事項を賃金規則に記載して、之を地方長官(東京府にあつては警視總監、鑛業法の適用を受ける事業に付いては鑛山監督局長、以下地方長官と稱する場合は之と同様に)届出せしめることである。そして地方長官は届出られた賃金規則が不適當であると認める場合には事業主に對してその變更を命じ得る。

賃金統制令に依る賃金の統制方法の第二は厚生大臣又は地方長官が未経験労働者の初任給を公定することであつて、未経験労働者を雇入れた事業主はその雇入後三月間は右公定の初任給に準據して賃金を支拂ふべき義務を負ふのである。

賃金統制令に依る賃金統制の第三の方法としては、一般の既経験労働者に支拂はれた賃金の額又はその支給方法が、著るしく不適當と認める場合には地方長官は事業主に對して將來に向つて之を變更すべきことを命じ得るのである。

そして右三種の方法によつて賃金統制令に基づく賃金の統制を行ふに當つて、その運用の慎重且つ圓滑を期するために、賃金委員會が設けられてゐる。賃金委員會は、厚生省に中央賃金委員會が置かれ、道府縣及び鑛山監督局管轄區域毎に道府縣賃金委員會又は鑛山賃金委員會が置かれる。賃金委員會は、地方長官が賃金規則の變更を命ずる場合、厚生大臣又は地方長官が未経験労働者の初任給を決定する場合、地方長官が既経験労働者に支拂はれた賃金の額又はその支給方法の變更を命ずる場合、その他賃金統制令の施行に關する重要事項に付きそれぞれ厚生大臣又は地方長官の諮問に應じて之を調査審議するだけでなく、廣く一般に労働者の賃金に關する重要事項を、關係行政廳の諮問に應じて調査審議し、又はこれ等の事項に付き關係行政廳に建議できる建前になつてゐる。

また賃金統制を進行するに當つては、各工場、事業場の賃金支拂の監督をする必要があるので事業主に對して賃金に關する帳簿の作成を命じ、事業主から賃金に關する報告をとり、官吏が工場、事業場その他の場所に臨檢し、

帳簿書類の検査を爲し得ることになつてゐる。作成を要する帳簿としては、事業主は賃金臺帳を作成し労働者別に毎就業日に於ける就業時間、賃金締切日に於ける賃金の總額及び内訳等を記載すべきことが定められてあり、報告を要するものとしては、行政官廳が臨時徴取するもの外、常時五十人以上の労働者を使用する事業主は毎月一定様式に依り賃金に關する定期報告を爲すべきことが定められてゐる。

そして本令及び之に基づく命令に違反した事業主は、國家總動員法第三十六條の規定に依り一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられ、また當該官吏の臨検を拒み妨げ又は忌避した者は同じく國家總動員法第四十二條の規定によつて六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處せられるのである。

三、賃金統制の現在及び將來

以上述べたやうな内容の賃金統制令が制定せられ、わが國としては始めての賃金統制が行はれるに至つたのであるが、既に去る五月十五日中央賃金委員會第一回總會が開催せられ、厚生大臣より、

(一)賃金統制令に基づく未經驗労働者の初給賃金決定のため適切な基準を定めるに當り採るべき方針

(二)時局下に於ける賃金の現状及び趨勢に鑑み適正なる賃金統制の具體的方策

に付いて諮問せられ、爾來數回の總會及び特別委員會に於いて慎重審議が進められてゐるのである。

そして中央賃金委員會は差當り速かに決定を要する未經驗労働者の初給賃金決定の基準を定める根本方針に付き審議を急ぎ、左の如き方針を決定したのである。

未經驗労働者の初給賃金の基準を定める方針

一、目 標

賃金の趨勢を示せる賃金を抑制し適正なる調整を圖ること。

二、方 法

(一) 勞務の需給關係、賃金高低の現状等を考慮して地方別に初給賃金決定の基準を定めること。

(二) 初給賃金決定の基準は労働者の職種及び事業の種類を區別せずして之を定めること。但し鑛山と工場との間には現在初給賃金に相當差異あるを以つて、各別に基準を定め且つ鑛山に付いては初給賃金に特に著るしき差異ある職種を區別して基準を定めるを適當と認む。

(三) 初給賃金決定の基準は工場、事業場の規模の大小を區別せずして之を定めること。

(四) 初給賃金決定の基準は之を労働者の各歳年齢別及び性別に定めること。而して差當りは十二歳以上二十歳未満の男子に付いて定めること。

(五) 初給賃金決定の基準は定額給と請負給とを區別せずして之を定めること。但し鑛山に在りては定額給の場合と請負給の場合とに於いて賃金に相當差異あるを以つて定額給と請負給とを區別して定めること。

厚生省では、この方針にしたがひ、全國を四つのブロックに分ち、各ブロック毎に本年三、四月現在に比し一二割方低い昨年の初給賃金の水準を基礎として標準額を定め、これを中心にして上下に一定の幅を設けた基準を定め、その幅の範囲内で各地方長官が、その管内の實狀に適應した初給賃金を決定すべきものとしたのである。そしてこの基準は去る六月二十四日の中央賃金委員會に付議せられ、慎重審議の結果その決定を見たのである。各地方長官はこの基準によつて、各地方の道府縣賃金委員會又は鑛山賃金委員會に諮問して、具體的にその管

内に於ける未経験労働者の初給賃金を決定することになつてゐる。

なほ右の未経験労働者の初給賃金の統制と併行して一般賃金統制の具體的方策についても中央賃金委員会に於いてその調査審議が進められてゐるのであるが、なほこの外にも例へば賃金統制令の適用事業の範圍を將來如何に考ふべきか、或ひは又賃金統制令の適用事業と然らざるものに於ける賃金の相關關係を如何に取扱ふべきか等今後賃金の統制を行ふに當つて検討考究を要すべき問題は甚だ多い。

蓋し賃金の問題に關して國家が積極的に乗出して統制を行ふといふことはわが國としては始めてのことであり、統制の結果の如何は産業労働界に大きな影響を及ぼすものであるから、統制の實施に當つては慎重の上にも慎重を重ねて善處しなければならぬことは勿論であるが、又一面、關係産業人及び一般國民の理解と協力とに俟つものが多いのであるから、差當り實施に至るべき初給賃金の統制に當つても、關係産業人は勿論、一般國民が政府の採つた政策に協力せられんことを切に希望する次第である。

潞安作戰の經過

陸軍省情報部

(一) 一般の情勢

山西省南部潞安平地一帯は、昨年二月より四月に至る間わが軍により一度掃蕩戰が實施せられたが、その後軍の撤兵に伴ひ敵兵再び侵入し北支の治安を亂しつゝあつた。軍は再び之を掃蕩するため、去る七月三日より攻撃を冒し險難なる地形を踏破して作戰を續行中である。

(二) 敵の情況

敵は潞安を北支遊撃の據點として、南方垣曲、孟縣附近より黄河を越えて洛陽方面に補給路をとりつゝあつた。衛立煌麾下の中央系諸軍は主として同蒲線東側山地方面

つゝあつた。

殊に第二期抗戰段階に於ける遊撃組織の強化に伴ひ同方面を重要視し、新たに龐炳勛の第四十軍を澤州附近に侵入せしめ、孫殿英軍を新編第五軍として正規軍に編入した。又共産軍(第十八集團軍)總司令朱德は潞安に位置し沁縣その他に簡易なる兵器工場迄も持つてゐることである。

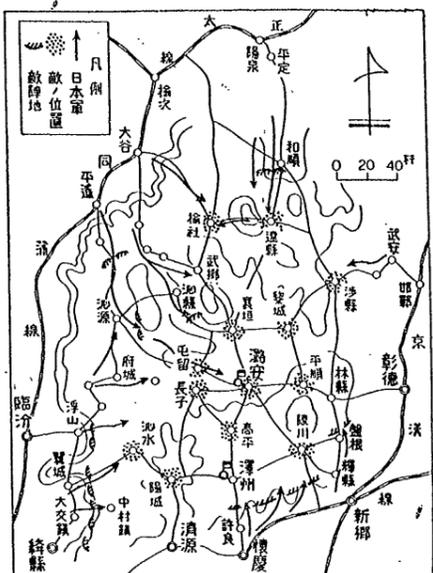
今次作戰に於いてわが包圍圈内にある敵兵力は共産軍四萬五千、中央軍九萬五千、地方雜軍五萬五千、計十六ヶ師十九萬である。

(三) 戦闘經過の概要

に、昨年二月のわが掃蕩により四散した第百二十九師を基幹とする

共産軍は遼縣、榆社、沁縣附近に、孫殿英軍は潞安(長治)南方地區に各、蟠居し同蒲線、正太線、京漢線方面に對し活潑なる遊撃を反復し

わが軍はこの敵を徹底的に剿滅するため七月三日より作戦行動を開始した。参加各部隊は東西南北の各方面より相呼應して一齊に起ち、航空部隊も亦これに密接に協力し連



日の悪天候と険阻なる山岳地帯とを冒して力戦奮闘中である。即ち正太線方面から行動を起した山崎・川崎・木村・佐々木の諸部隊は遼寧・榆社・沁縣を奪取し、十二日既に敵の遊

撃源地である潞安を陥れ、清化鎮方面から北進した峰木大井川等の諸部隊は八日朝より河南・山西兩省境に鐵條網を有する堅陣に據る關炳助の第四十軍の百六、三十の兩師を攻撃、十一日これを突破して前進、十九日には敵の最後の牙城澤州を占領した。

その他の方面に於いても各部隊は所在の敵を撃滅しつゝ活躍してゐる。かくして潞安作戦開始以來半ヶ月にして敵の據拠を覆滅し一應その目的を達成したのである。本作戦中頃、稀に見る豪雨に見舞はれ道路は到る所で破壊せられ、泥濘は腰を没する有様であつた。ために追撃中のわが部隊の中には数日間後方との連絡輸送杜絶し、友軍飛行機の食糧投下により補給せられるといふ場面も生じた。

各部隊は引き続き四分五裂せる敵に對し掃蕩戦を續行中である。

★ ★



夏と心身鍛錬

—その實行方法について—

厚生省

今回政府は八月一日から八月二十日まで二十日間を國民心身鍛錬運動期間として、時局下に於ける國民の心身を鍛錬し、旺盛な精神力と剛健な體力とを練成し、銃後國民の責務を全うせしめようとしてゐる。世の中には「別に自分は心身を鍛錬しなくとも、一向醫者にもかゝらなう」といふやうな人もよくあるが、眞に鍛錬のない身體は、いかに見かけは、丈夫さうでも、それだけでは不眠不休、激務に耐へて働きぬくことはできない。まして戦場等で困苦缺乏に堪へ、良く兵務を遂行するやうなことは難しい。

この鍛錬といふことは、青少年の發育の最も盛んな時期がいちばん大切で、そのときの鍛錬が一生強壯な體力のもとになるとさへいへる。幼年期は、物に慣れる力を養ひ、少年期は物を爲す力を與へるものであり、

青年期はだん／＼に物に堪へる力を與へる時期であらう。

更に夏は心身を鍛錬するに最もふさはしい時期である。野に山に河に海に、大自然の懷に最も人間の素朴純粹の姿で突入し、炎天下に汗を流し皮膚を赤銅色にして、心ゆくまで心身を鍛錬するのは夏でなくてはならぬ。夏こそは心身を鍛錬する絶好の機会である。

徒歩

國民體力向上の方法として最も實行しやすく、しかも多くの効果を期待できるものは歩行の奨励である。歩くことは自然が人類に與へた最も基本的な運動形式であり、また極めて理想的な健康法でもある。實行がたやすく、いつでもどこでも、そして生活の中で直ちに實行できる所にこの運動の特徴がある。

歩くといふことは、ちよつと考へれば脚だけの運動のやうにも考へられやすいが、實は脚部腰部は全身の筋肉の中でも最も大きい筋群であり、これを使ふことは全身

力の優秀なことは常に戦闘を有利に展開し戦果を十分に確保するもので、優秀な機動力を保有することが戦争には絶對的に必要な條件である。いはゆる強歩強兵で、これがためには日常の國民生活の中で訓練して置くことが當然必要となつてくるのである。

脚力の強化には必ずしも常に一時に續けた長い距離を歩む必要はない。毎日三軒なり四軒なりを絶えずに歩くことによつて、長距離を歩く訓練ができるのである。

それには日常生活に於いて、交通機關の利用は萬やむを得ない場合に限ることとし、僅かな時間でも餘裕をつくり努めて歩くことが肝要である。

人は脚力の強い間は健康であり、脚力が衰へた時は健康が衰へて來たものと考へても良い位のものである。

國民保健上、徒歩の奨励について、實施上の具體的事項について述べてみよう。

一、通學通勤の際には出来るだけ歩くことを實行するやうにしたい。時間にして毎日二十分乃至三十分、距離にして二

身の血行を促し呼吸を促進させ、また胃腸の働きを強大にし、消化吸収をよくするなど、内臓の働きに非常な効果をもたらすものである。その上運動は反動的な運動だから疲労は少く、筋肉労働者には調整的運動となり、頭腦労働者に對しては疲労恢復の運動となり、老幼ともなり、老幼も奨励すべき適切な運動である。



自轉車速足
となり、老幼も奨励すべき適切な運動である。

歩行の奨励は又、交通機關の利用が高度に行はれ動もすれば歩行の勞を厭ひ、脚力を機械に代へようとする時弊を矯正するためにも、必要なことである。歩行はまた國防上に極めて關係深いもので、軍の行軍

一、時間的關係で往きには乗物を利用する場合でも降りには是非歩くやうにすること。往復とも交通機關による必要ある場合は途中から乗物を降りて必ず一定距離を歩くやうにすること。

一、住居は交通機關からいくら離れた地を選ぶやうにすること。
一、家庭の人も日用品の買ひ入れは御用閣制度によらないで、努めて買出しに出かけるやうにすること。

一、學校では學校を中心として、一定の距離例へば三軒とか四軒とかの距離内の乗物の使用を禁するやうにすること。
一、諸官廳、會社工場、團體等に於いて、とき／＼距離場所等をきめて、勤務者従業員の徒歩遠足をやるやうにすること。

一、學校等では、夏季には強歩行軍等をやらせるとか、一年一、二回鍛錬的長距離強歩をやらせる。

旅行登山ハイキング

徒歩旅行は単に心身を鍛錬陶冶するといふばかりでなく、祖先崇拜の精神を涵養し、偉人先賢に對する敬仰、欽慕の情を深めると共に、大自然に對する愛着敬虔の念を高めるなど、精神的効果が人で、特に素朴簡易な生活に馴れさせる所にその特徴がある。

厚生省、鐵道省などで、青年徒歩旅行者のために宿舎を設備し、汽車割引等を行ひ、徒歩旅行の奨励にひたすらつとめてゐるのもそのためである。

いま徒歩旅行者のために特に注意すべきことをあげると大略つぎのやうになる。

一、服装と携行品等については、質實を尚び、質實剛健あくまで質素を旨とすること。

二、コースの研究、地理、名所、史蹟、傳説等の豫備知識を持つこと。

三、出發前夜は勿論旅行中も常に睡眠を十分とること。

四、神社佛閣史蹟に對してはあくまで尊崇の念を以つてこれに對し、古き祠に對しても敬虔と信仰を以

つて臨めばそこに祖國を正しく見ることが出来る。

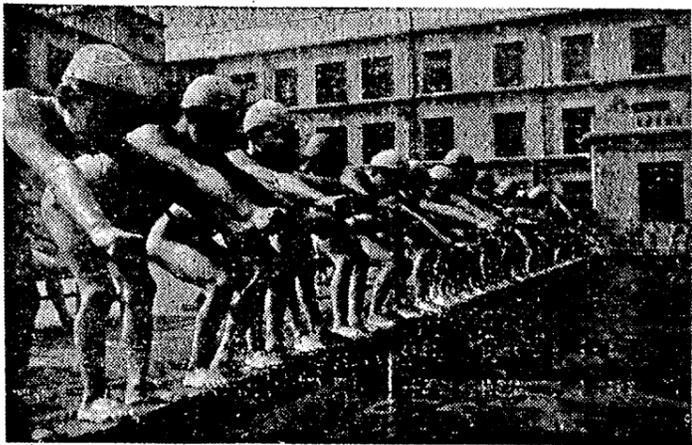
五、素直な態度で自然に接せねばならぬ。動物にしても植物にしてもありのままの姿を鑑賞し一木一草たりとも猥りにとつてはならぬ。

六、山道では特に火氣に注意し、焚火の後始末は勿論のこと、煙草の吸殻等は必ず完全にもみ消して捨てること。

七、食事をしたりキャンプした場合は、出發に際し、必ず綺麗に後始末をしてもとの自然の姿にかへさねばならぬ。「階處の主となる」といふ禪宗の言葉のやうに自分が行つた土地々々の主であると思ひ、愛着を持つて行動することが大切である。

八、旅に遇ふ未知の同行者やまた地方人に對して決して不遜の言動をするやうな事なく、素直な氣持を持つて互ひに親しみのある挨拶を交はし、禮儀を守ることが大切である。

九、道標は昔は「道枝折」と言ひ、それが積石となり、



次いで道標となつたものであるから敬虔な氣持で決して之を歪めたり、位置を變へたりしてはならぬ。

十、團體で行動する場合は引率者又は指揮者の命令に服従し、時間を厳守しまた決められた規則等は之を遵奉し、かりそめにも氣儘な振舞ひを避け、すべて共同和親の念を以つて終始すべきである。

水泳

水泳は夏季の運動のうちでは何といつても王座を占めるものであらう。老若男女誰でも實行でき、體育上ばかりでなく精神の鍛錬の上にも價値の高い運動であり、また實用的効果も大きい。

禪一つ、水泳着一つになつて強い太陽を浴びるだけでも皮膚は強くなるし、精神は爽快になる。運動の形式としても無理のない、しかも全身を均等に發達せしめる運動で、それが内臓殊に心臓、肺臓に及ぼす効果は非

常に大きい。水の中ではとにかく生命がけであるから、知らずの間に勇氣・果敢・忍耐・自信等の精神力が養はれる。

水泳は水練として昔から武士の資格として、武藝の一つであり、武士のすべての者が練磨修得したもので、全國各地に水練池、水練場等の現に残つてゐるもののあるのが即ちそれである。

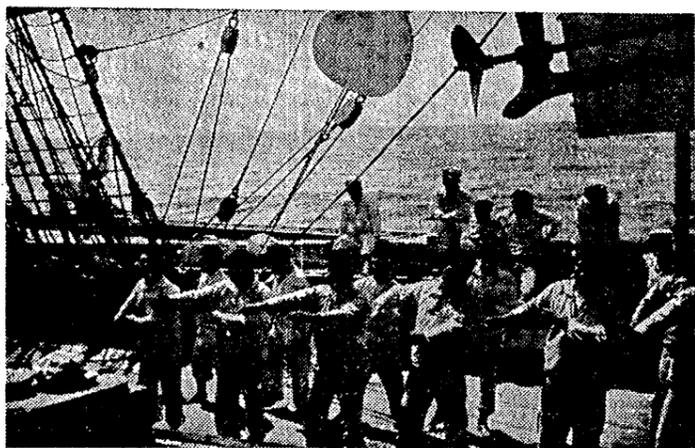
國民皆兵の今日、國民のすべてが一度は大陸に渡り第一線に立ち、いつでも大陸の河川を渡り、クリークを横切る覺悟のもとに日頃から泳ぎの練習を心がけるやうにしたい。

今國民泳力標準(案)を参考のため掲げることとしよう。

▼泳力標準案

國民皆泳の實を擧げるため泳力の標準を左表の通りとする。

特に男子壯丁標準(上級)及び女子(初級)標準は義務的泳力標準とする。



漁網上

◇一般泳力標準

(一) 男子

項目	初級	上級	備
泳力	二百米以上 三十五秒	三百米以上 五十秒	
重量運搬	十米	二十五米	手組環ヲ水面上ニ保持シテ泳行スルモノトス
飛込	〇以上 五米以上	〇以上 五米以上	手組環ヲ水面上ニ保持シテ泳行スルモノトス
潜水	十米	二十米	手組環ヲ水面上ニ保持シテ泳行スルモノトス

(二) 女子

項目	初級	上級	備
泳力	二百米以上 三十五秒	三百米以上 五十秒	
重量運搬	五米	十五米	手組環ヲ水面上ニ保持シテ泳行スルモノトス
飛込	〇以上 五米以上	〇以上 五米以上	手組環ヲ水面上ニ保持シテ泳行スルモノトス
潜水	五米	十米	手組環ヲ水面上ニ保持シテ泳行スルモノトス

備考 手組環ハ重量五四〇瓦。但シ類似ノ物ヲ代用シテ可イ。

體操

高度の機械文明の發達は、職業の分業化を來たし専門化を來たす。その一面に生存競争がいよいよ激しくなり、生活が複雑化されてくる。従つてそれらの業態により、生活環境によつて體を偏頗に使用したり、またよくない姿勢を繰り返す結果は身體に固癖ができ、或ひは關節の運動域が縮減されたり、不良姿勢となつたり、或ひは又運動不足に陥つたりする。

然しながら特別な時間を割いたり、一定場所を設けて運動をやるといふやうなことは實際問題としては、一般には望めないし、また同時に多數の者が競技や武道をやるやうなことも困難を伴ふ。

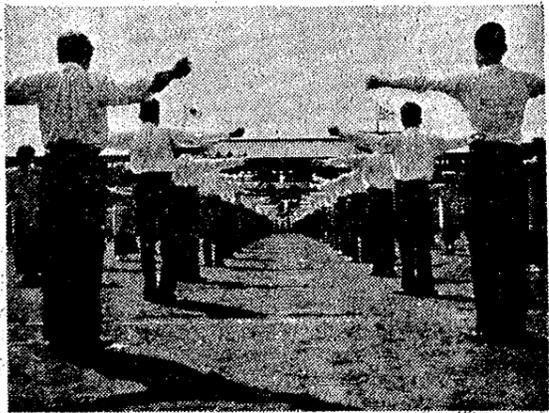
體操が近代人のこれ等の要求を充たして、各方面に非常な勢ひを持つて普及發達してゆくのは、それがやがて體操の持つ一つの特徴を示すもので、短時間の中に、全く用具も場所もいらす、多數の者が一齊に簡易に實施でき、しかもそれが健康増進上科學に基礎づけられた合理的

的な身體修練法である。

いま、體操實施上の原理を簡単に説明すれば、まづ動作の始めは脚・腕・頭等の部分の運動から、胸・横腹・背腹と順々に胸體の運動を行ひ、総合的、全身の運動に進み、運動量からいへば、比較的靜的なものから次第に動的な努力的な活動的なものに導き、自然の中に強いカーブを描くもので、特に強い運動の次には調整運動を加へて運動の終りごろは再び肺の運動、呼吸運動等を加へて終るやうに組織されてゐる。

これを内容的に考へれば體の柔軟性と關節の可動性を増し、動作の巧緻性(器用さ)と素速さを養ふことと、力を漸養し、耐久力、抵抗力を養ふことになるのである。即ちこのことは困難の矯正となり、また疲勞の恢復となり、全身の鍛鍊向上となるものである。

然しながら何といつても、體操の大きい魅力は集團體操にある。團體の統制ある動作が一號令、一メロディーにあはせて行動する所に團體としての精神が湧く。會社工場の屋上で、あるひは街頭で、すべての者が一齊に體



操

操を行ふ風景は全く躍進日本の姿を表徴するものであ

る。體操は又戶外で行ふため、屋内生活者に對する保健的效果も又極めて大きい。又一般に朝起ききの習性をつける

上からいつても重要な役割をなすことになる。

我が國で行はれてゐる體操は、學校體操の外にラヂオ體操、建國體操、産業體操、作業體操等がある。

その中でもラヂオ體操は全く世界に誇るに足る普及發達を遂げてゐる。ラヂオによつて放送されるから、世間で



ラヂオ體操といつてゐるが、國民保健體操といふのが本劍名である。

昨年度の心身鍛鍊運動に参加したのは、道二十日間に約一億四千萬といふから一日七百萬になるが全く驚異す

べき躍進である。一年中を通じて實施してゐる所も全國相當多數に達し、國民保健上著しい効果をあげてゐる。

集團勤勞作業

事變後學校をはじめ男女青少年團、官廳、一般會社工場商店等で、勤勞奉仕、集團勤勞、作業訓練等の名で、全國に澎湃として勤勞實踐の運動が起つてきた。その目的とする所は、勤勞愛好精神の涵養、戦時下に於ける生産力擴充への協力、進んでは日本國民としての資質への練成等にあるのであるが、このことはまた國民體力の向上に關し直接に極めて有意義なもので、殊に都市生活者に多い日頃筋肉勞働をしない者や屋外に出ることの少ない者にとつては、額に汗し、手に汗を流して勤勞に従事することは、それ自身體力向上に効果があるし、またそれにより自己體力の試験ともなり體力に對する自覚を促すことにもなるのである。

自ら勞働を尊び勤勞奉仕の習性を練成することは健康

を保つ上に極めて大切なことで、これ等は單に一時の施設に留めることなく、家事の手傳ひやめい／＼の日常生活に於ける整理整頓、清掃、撤水、除草、洗濯、炊事などのやうな平常卑近な労働を自ら進んで實踐するやうに導くことが最も大切なことである。

ある體育醫學者は、婦女子の健康増進上最も合理的な運動形式として、「雑巾がけ」を擧げてゐるが、労働必ずしも體育と一致するものではないが、都市生活者や運動不足の者にとつては、これを適當に指導すれば労働即ち體育となる場合もかなりあるのである。

學校の夏季休暇なども従來は往々にして漫然と夏中暑いから學校を休ませるといつた考へ方であつたが、人生に於ける最も大切な發育期に於ける青少年の心身を鍛錬陶治することは一時も忽がせにすべきではなく、寧ろ積極的にこれを鍛錬すべきであると、今夏からは暑中休暇に相當する期間に於いて、學校が直接指導の任にあたり、學生生徒の心身の鍛錬に重點を置き實踐を通じ生活訓練をなさしめることになつたのである。



對して行ふのがよい。即ち冷めたい刺激を急に皮膚に與へることがその血管に對する反應を強く起すことになるわけだから、起きてから時間をおいて實施するのでは自然きゝめは少くなる。

先づ洗面器に冷水を汲みタオルを冷水に浸して之を強くしぼり、身體の上部分らんだんに下位に―足の方へく一々しぼ

冷水摩擦



皮膚に冷めたいといふ温度の刺激と、摩擦といふ機械的な刺激とを與へて皮膚の血管に

第一反應（血管收縮）と第二反應（血管擴張）とを起させ、全身の血行をよくして皮膚の抵抗力を強くすることが目的で、これと同時に摩擦する動作によつても體育的效果を擧げることが充分できるのである。方法としては朝床を離れると直ちに未だ温かい皮膚に

り換へて強く摩擦する。一と通り摩擦し終へたならば直ちに着物を着るやうにするのである。

この操作はなるべく速かに且つ力強くするのがよい。冷水摩擦を始めてやる人は夏から慣らすのが良く、冷水摩擦に限らず乾布摩擦もまた効果のあるもので、殊に冬季などでは一般には冷水よりも乾布摩擦の方が實行するのによさしい。

縄跳

場所は屋上でも、庭の隅でも、あるひは廊下でも、殆んど広い場所はいらず、道具といつても三メートルばかりの縄が一筋あれば足りるので、この運動の特徴は男女青少年が非常に興味を持つといふ點である。

一見兩足を主とした跳躍だけの運動のやうに見えるが、實は全身の運動で、全身に及ぼす効果は腹部・腰部・大腿部・ふくらはぎなどの脚部の下に、兩腕の回旋によつて肩・胸・背と全身的に筋肉及び關節が修練され、殊にその強靱性を増す所に特徴がある。



その結果は姿勢を良くし、心臓肺臓の活動をますのに効果があつた。またどの運動に於いても大切な點であるが、巧緻性(器用さ)を増すに効果の多いこともこの運動の利點である。

ぬ場合に起ることが多いのである。要するに、この運動は特に會社、工場、商店等の勤務者、卒業生等に奨励すべき運動であつて、時間にして五分間もあれば相當な運動になるし十分間もやれば先づ充分といへよう。初心者は二、三分連続して、一、二分休み更に二、三分やつてまた休むといふ具合に小刻みに練習するが良く最初から餘り強い飛び方をしない方がよい。

文化的生活は家庭でも、職場でも、道路でも、乗物でも、また戦場等に於いてもだん／＼高度の身體の巧緻性を要求してくる。そしてこの文化に應じられない、運動神經の鈍い者は生活活動の能率を低下せしめるばかりでなく、しばしば危険に身を曝すことがある。例へば日々の交通禍なども機敏な動作や瞬間的な動作の判斷ができ

時局ポスター展

作品懸賞募集

八月一日(消印の日附による)

詳細は選考七月十七日號を



夏の學生生活

夏は心身を鍛錬するにもつとも適した季節である。海と山とにめぐまれた我が國では、青少年學徒にとって夏こそこの尊き國土と自然との恩恵を満喫すべき時である。ところが従來の夏休みは、實際に於いて心身の鍛錬に利用されることは少く、また學生生徒に十分の休養を與へ、新しい意氣に燃えて秋の新學期を迎へるといふよりは、むしろ學生生活を不規則な生活に馴れさせ、やゝもすれば遊惰と不健全な享樂とに陥らせて、かへつて心身を弛緩させるといふやうなことに陥り勝ちであつた。いま皇國は、未曾有の大事變に直面し、戦線にある多くの將士は言ふに及ばず、全國民必死の努力をもつて興亜大業の完成に邁進しつゝある。この時に於いて、將來國運を擔ふべき青少年學徒が、業を休み暑さを避けて何もしないでゐるといふのは、修養の眞義にも反するし國

民精神總動員の精神にも副はない。現に一般青年や學生生徒の中には興亜青年勤勞報國隊として大陸に渡り、現地にて建設、生産並びに文化工作などの事業に協力し、興亜精神を體得し實踐的奉公に従事しつゝあるものもあるのである。先般畏くも天皇陛下には全國の學生生徒を御親閲あらせられ、ついで青少年學徒に優渥なる勅語を賜はり學徒の向ふべき道を昭示あらせられたのであつて、青少年學徒たるものは決意を新たにして自己の日常生活の實狀につき深き省察を加へ、皇國の學徒として恥ぢざる精神と身體とを鍊成し以つて奉公の誠を效すべきである。この意味から文部省では、先に次官通牒をもつて、當り本年の夏季休業に際し、學生生徒兒童に「業を休み」の觀念を棄てさせこの期間を心身鍛錬に當らしめるやう

にしたのである。

この期間、いかなる方法によつて心身を鍛錬すべきかは各地方の實状や學校の種類程度に應じて最も適當と思はれる具體案を考へて行へばよい。例へば集團勤務作業によつて生産力擴充に對して協力するとか、或ひは應召者遺族家族に對して奉仕的作業をするなども結構である。又は教練・演習・行軍・防空訓練・滑空訓練などとしたり、兵營・廠舎に於ける宿泊鍛錬を行ふもよいであらう。或ひは眞に日本精神に透徹するために、柔道・劍道・弓道・薙刀のやうな古來の武道を行ふことも望ましいことである。その他、聖蹟の巡拜・山野の跋涉・内外地の見學旅行または工場の見學とか、あるひは水泳・キャンプ生活などそれ／＼具體的にきめるとよいであらう。

以上の行事をなすにあつては、それ／＼學校の適切な指導のもとに教師と學生生徒は一體となるべきこと、は言ふまでもないが、必ずしも一律でなく、特別の事情のあるものには特殊的な取扱ひを認めてもよいのである。即ち學生生徒及び兒童の自修鍛錬がその一例である。この自修は、その計畫が學校に於ける鍛錬に代へることができると認められた場合には特に期間を限つてその實行を許すのである。だから自修の内容については事前の詳しい計畫案を提出させて、適當な指導を行ひ、事後には日記や詳しい報告書を取つて十分檢討することが必要である。

なほ、この心身鍛錬の實施については、次のことに注意しなければならない。

(イ) 實施計畫は毎學年の初めに定めること、又は繼續事業として計畫すること

(ロ) 實施事業はその終了した度ごとに成績を檢討すること

(ハ) 坐學的の實習(例へば教授材料の製作・標本製作の如き)や實驗を行ひ、又は特別講習の類を行ふときには武道その他による鍛錬を多分に加味すること

(ニ) 上級の學生生徒に鍛錬の指導を補助させることもよい

以上のやうにして、この夏季を心身の鍛錬に送り、眞に皇國學徒たるの自覺と、鐵の如き身體とをもつて、その分に應じて、君國に奉公する覺悟を堅持し、夢寐の間にも事の急に應ずるの用意を怠つてはならないのである。

文部省



百億貯蓄強調週間を顧みる

國民貯蓄奨励局

★ 一億一心

貯蓄は一身一家の爲めに大切なばかりでなく、國の爲めに極めて重要であり、しかも日を逐つて重要性を加へてきた。

貯蓄は、老いも若きも、富めるも貧しきも、男女の隔てなく協力できるし、また一億の國民は國內に在る者も國外に在る者も、是非とも協力して買はねばならない。

昨年四月八十億圓の貯蓄増加目標を立て貯蓄奨励運動を開始して以來一ヶ年を

経た本年三月までに、七十三億八千萬圓といふ成績を収め得たことは、できるとかできないとか遠ふことなく實行に移つた成果であり、次の百億貯蓄に邁進する上に良い體験であつた。

★ 貯蓄組合の強化

一億の心をつないで貯蓄に邁進させるものは貯蓄組合である。かの日露戦争當時のわが國でも、また歐洲大戦當時の歐米各國でも、その内容に多少の違ひこそあれ、貯蓄組合はいづれも目ざましい成果を収めてゐるのであつて、今度の貯蓄

奨励運動に於いても、それらのよい例に倣つて貯蓄組合の結成を運動の核心としたのである。

昨年六月三十一日から貯蓄報國強調週間を行ひ、貯蓄組合の結成に力を注いだ結果は、七月乃至八月を絶頂として昨年末までに全國に於いて實に四十二萬に上る組合の結成を見、加入延人員は二千四百萬人を超え、遂に多くの美談を生んで今日に至つてゐることは、まことに喜ばしいことである。

組合貯蓄は増加することができても、七十三億八千萬圓の貯蓄に對し、また今年度の貯蓄増加目標額百億圓に對しても、必ずしも大きな割合を占めるものとは云ひ得ない。しかし貯蓄組合の結成が國民の貯蓄心を養ひ全體的に貯蓄を誘導する精神的方面から見ても、或ひはまたその集める資金の性質から見ても、極めて意義深いものがあり、その上我が傳統

の確保の精神から發した、地域的貯蓄組合を環つて、隣保の精神を一層高め、亦變下後の任務遂行の上に見えざる力となつてゐることも見逃すことができない。

★ 百億貯蓄強調週間の實施

去る六月十五日から全國一齊に「百億貯蓄強調週間」を行ひ、その目標を次のやうなところにおいた。

- 一、二億一心 百億貯蓄の趣旨徹底
- 二、組合貯蓄倍加運動の徹底
- 三、賞與高率貯蓄及び賞與國債支給運動の趣旨徹底
- 四、簡素生活の確立と消費の縮減

この目標によつて、官公署を始め廣く各方面に於いて、それ／＼工夫をこらして週間を終へたことは未だ記憶に新たな

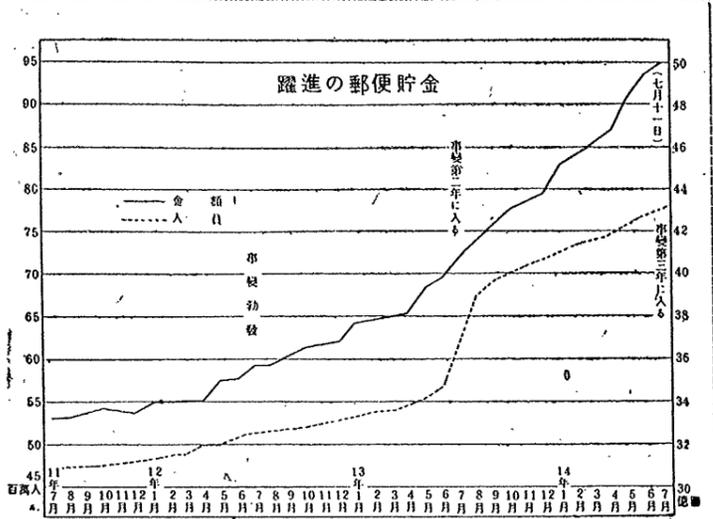
るところであらう。

昨年度に於いては、今次の貯蓄の持つ大なる使命である資金供給の目的は略達成することができた。しかしながら、最近の物價暴落からしても、また一方今年度の物資動員計畫でうかゞはれるやうに、國民生活に加へられる物資統制がいよいよ強化される點から見ても、これらの問題を併せて克服する爲めには、更に一段の努力を要するのである。古い習慣に拘はることなく、國民精神の昂揚を日常百般の生活に反映させ、簡素生活の風を作り長期戦に堪へ得る體制を整へなければならぬ。最近各方面で領に戰時國民生活の實行に多大の關心が拂はれるに至つた理由の一つは、茲に在るのである。百億貯蓄強調週間の實施に當つても貯蓄の實行と深い關係がある問題として簡素生活を目標に掲げたわけである。

★ 週間の回顧

この週間で、一方では一般的宣傳によつて二億一心、百億貯蓄の趣旨普及に努めるとともに、他方、實踐的方面に主力を注いだのであるが、民間の各種團體等でもそれ／＼の機能に應じて、側面から大いに協力せられたことは感謝に堪へない。中央では主要都市で大講演會を開いたほか、講師の派遣、ラヂオ放送、ポスター、リーフレット等文書宣傳を行ひ、地方では巡回映畫會、野外映畫會のほか、映畫館では場内放送を利用したり、或ひは街頭中元廢止運動、市町村の貯蓄目標額の樹立、貯蓄組合の貯蓄目標額樹立と内容整備、昨年度貯蓄目標額達成神前宣言報告と新年度貯蓄目標額達成神前宣言、贈代金、麥作代金、天引貯金の決議などが行はれた。

また民間諸團體では各種金融機關の



預貯金受入時間の延長、戦時家計生活刷新相談所の開設、家庭生活の総合的指導と相談、消費状況の調査、料理店営業時間短縮などが行はれた。

★ 週間の実績

次に週間中にとどの位の貯蓄増加を見たかの実績について、遺憾ながら資料がまだ揃はないが、二二三の数字からみれば、昨年六月の貯蓄額強調週間と同様、今回の週間に於いても、ちやうど週

間をはさんで支那事變國債の郵便局賣出と貯蓄債券の賣出が行はれたのであるが、この國債賣却の成績は前年の七千二百萬圓に對し本年は八千七百萬圓を超えたやうで、一方貯蓄債券は賣出額に於いて前年二千萬圓に對して本年は四千萬圓といふ好成绩を収めてゐる。

また郵便貯金に於いては昨年の週間中には新たに貯蓄組合を結成したもの、が非常に多く、その爲めに新規預入人員に於いては本年は昨年の三割強に過ぎなかつたが、貯金の純増加額は、國債、貯蓄債券の賣却額の増加したにもかゝらず、千七百萬圓を超え、昨年を對し二割五分の増加を示してゐるのである。

★ むすび

週間中の各種の施設を通じて、國民はよく二億一心、百億貯蓄の重要性を理解したと信ずるものであり、既に判

明した右の二三の数字はいづれも前年の週間に較べ、或ひは半月のそれに較べて良好な結果を示してゐる。しかし各種施設の中で、例へば家計生活刷新相談所などは次第にこれを常置機關にまで導いて國民生活の総合的指導をし、また金融機關の時間延長についても考慮することなど、施設改善を要する部面が残されてゐる。

貯蓄といひ、消費節約といひ、いづれも繼續してこれを實行することが肝要なのであつて、週間の實施はその週間の成績を挙げるだけでなく、週間を機として實行に移り、或ひは實行に移る準備を整へることを目的とするものであつて大切なのは今後の實踐如何にある。

そして全般的には勿論のこと、特に貯蓄してはねばならぬ方面で充分に貯蓄が行はれない以上、公債の消化乃至は貯蓄目標額の達成が、直ちに物資供給の

適合、物價騰貴の抑制等の問題を克服し得るものではないと云ふことを考へて一層貯蓄に努めねばならぬ。全般的消費節約と貯蓄の實行を闘らねばならぬ現狀に於いて、農山村にあつても努力を惜しんでほならない。農山村も、作物や賣値のよい地方にあつては新しい貯蓄能力が生れてゐる。一方都市及び股嶽産業方面にあつては、各人が資本を以つて、或ひは勞働を以つて、國家に報いた結果の所得であつても、その消費に當つては今日國民道義の上から個人的に好き勝手にすることは許されないのである。

五十億を突破した郵便貯金

去る七月十一日、郵便貯金は待望の五十億圓を遂に突破した。

郵便貯金が初めて我が國に實施されたのは、明治八年五月だから、本年は丁度六十五年目に當るのであつて、この五十億圓の数字は、事業開始以來六十五年間に築かれた國民の汗と泪の結晶である。我が國が國運を略して戦つた彼の日露戦争當時の郵便貯金總額は、僅かに三千万圓に過ぎなかつた。當時は「この郵便貯金が何時一億圓になるだらうか?」日本の郵便貯金も早く一億圓にしたいものだといふことを、事業經營の衝に當つてゐた人々は常に口にしてゐたといふことだが、その郵便貯金が今日五十億圓を

見たことなるのであつて、郵便貯金がこの様に著しい増加を示してゐることは、力強い限りである。貯蓄は之に依つて各人の生活の安定が得られるばかりでなく、一身一家繁榮の基礎を築くものであることは、説明するまでもない。郵便貯金として預け入れられた金は、大藏省預金部資金となつて、國家公共の利益の爲めに運用され、今日では亦變國債の有力な消化財源となつて、いはゆる非常時財政經濟政策遂行上に重大な役目を果してゐるのだから、郵便貯金に預け入れられることは、獨り預け人一個の爲めばかりでなく、國家公共の爲めであり、更に與國の大業を繁榮すると云ふ極めて重大な意義を持つてゐるものであることを忘れてはならない。

突破したのだから、誠に感愾深いものがあると共に、邦家の爲め誠に慶賀に堪へない。支那亦變も滿二周年を迎へ、御機成の下、我が忠勇なる皇軍將士の奮闘に依つて、着々その戦果を収めてゐるが、目的貫徹のためには今後尙ほ莫大な國費を要することはいふ迄もない。本年度は亦變公債消化に要する資金六十億圓と日滿支三國を連する生産力擴充資金四十億圓とを併せた百億圓を、國民貯蓄の増加目標としてゐるのであつて、これだけは來年の三月末迄には國民が勤儉貯蓄によつて、是が非でも生み出さなければならぬのである。この内郵便貯金は去る六月末日迄に三億三千萬圓を増加したが、本年度内には少くとも十億圓を増加させるやう一躍邁進してゐるのである。

昨年度の郵便貯金にあつては、八億一千五百萬圓と云ふ郵便貯金史上空前の増加を示し、本年度に入つてからも郵

月別	現在人員	預金總額	現在金額	預金総額
昭和十二年七月	三,一五三,三九九	一〇〇	三,一五三,三九九	一〇〇
十二月	三,八〇〇,〇〇〇	一〇〇	三,八〇〇,〇〇〇	一〇〇
昭和十三年六月	五,六七七,三三三	一〇〇	五,六七七,三三三	一〇〇
十二月	七,二七五,七七七	一〇〇	七,二七五,七七七	一〇〇
昭和十四年一月	七,七〇〇,〇〇〇	一〇〇	七,七〇〇,〇〇〇	一〇〇
二月	七,七〇〇,〇〇〇	一〇〇	七,七〇〇,〇〇〇	一〇〇
三月	七,七〇〇,〇〇〇	一〇〇	七,七〇〇,〇〇〇	一〇〇
四月	七,七〇〇,〇〇〇	一〇〇	七,七〇〇,〇〇〇	一〇〇
五月	七,七〇〇,〇〇〇	一〇〇	七,七〇〇,〇〇〇	一〇〇
六月	七,七〇〇,〇〇〇	一〇〇	七,七〇〇,〇〇〇	一〇〇
七月	七,七〇〇,〇〇〇	一〇〇	七,七〇〇,〇〇〇	一〇〇

便貯金は依然として増進をつづけ、去る五月には四十八億圓となり、六月には四十九億圓に達し、殊に六月中旬から實施された百億貯蓄強調週間に於ける増加は誠に顯著なものがあつて、遂に待望の五十億圓を突破するに至つた。郵便貯金が四十億圓に達したのは、昨年の七月八日だから、丁度この一年の間に十億圓の増加



運河や火星人の存在などで我々に親しまれてゐる火星が、七月二十七日午前八時頃、十五年振りで最も地球に近づくといふニュースは、いま世界の好話題に

なつてゐる。この火星がギリシア神話に軍神マルスとして登場してゐることは別として、科学界の謎星として學問的にとり扱はれるやうになつたのは、一八七七年イタリーのミラン天文家長、スキアパレリー博士が火星の肉眼観測を行ひ、運河らしいものがあると發表してからのことであらう。肉眼観測ではなく、機械で科學的に観測したのは一九〇八年アメリカのローエル天文家で行つたのが世界最初とされてゐる。

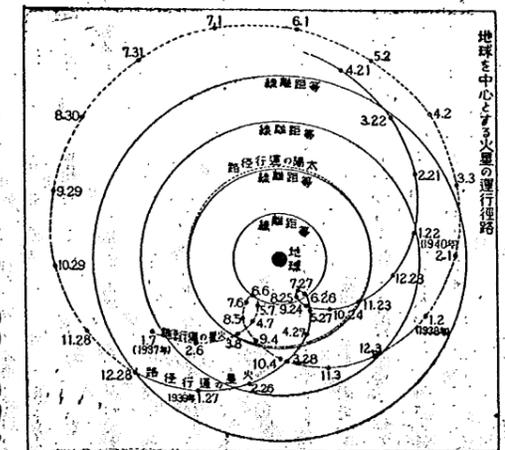
火星が今回のやうに地球に近づいた例は、最近では一九〇九年（明治四十三年）八月二日である。前者のときは地球と火星間の距離五千八百二十一萬九千九百後者のときは五千五百七十四萬四千九百であつた。ところが今回は五千七百九十九

萬軒の距離までに近づいたのであるから今世紀第二番の接近といふわけである。地球も火星も太陽のまはりを同じ方向にめぐつてゐるのであるが、地球の方がスピードが早いから、火星を追いかけやがて追ひぬいて行くやうになる。この間太陽と地球と火星がちやうど一直線上になつてゐるが、このときを天文學上で「衝」といつてゐる。この衝の附近のとき火星は今度のやうに地球に近づいてゐる。地球と火星との會合は七百八十八日即ち二年と五十日でだいたいやつてくるのであるが、地球から火星までの距離が非常に遠い上に、兩者とも太陽の周囲を太陽を焦點とする楕圓軌道で運行するので、太陽から兩遊星までの距離は軌道上で異なるので、同じ衝といつても火星の近日點（太陽に一番近い點をいふ）附近にあ

る時の衝と、近日點（太陽に一番近い點をいふ）の場合の衝とは非常な差があるのである。近日點の場合の地球と火星間の最短距離は五千六百萬軒といはれるのに、近日點のときは一億萬軒であるから後者の方が約二倍も遠い。このため二年と五十日目に火星は我が地球に近づくとはいふものの地球及び火星の軌道最も接近した場所であるのはごく稀らしいといふことになる。この千載一遇の好機會がやうと七月二十七日にやつてくるのであるから、世界の天文學者も素人研究者が手ぐすねひいて待つてゐるのも無理からぬ次第。

また大きな課題である。火星の大氣中に含まれる水蒸気及び酸素については學者によつて意見まち／＼であるが、アメリカのワイルソン天文家のアダムス、セントジョン兩教授や、ローエル天文家のスライファア氏によれば火星に於ける水蒸気の量は、地球大氣の五パーセント位であり酸素は地球大氣の十五パーセントあるといはれてゐる。人類生存の必須條件たる水蒸気と酸素が火星に多少でも發見できるといふことが、問題の火星存在や運河説が生れるに至つた原因であらう。しかし火

星存在の問題も現代の科學を以つてでは如何ともし難く、依然科學界の謎として永遠に残されるものと考へられる。





北樺太利権に對する暴壓

外務省情報部

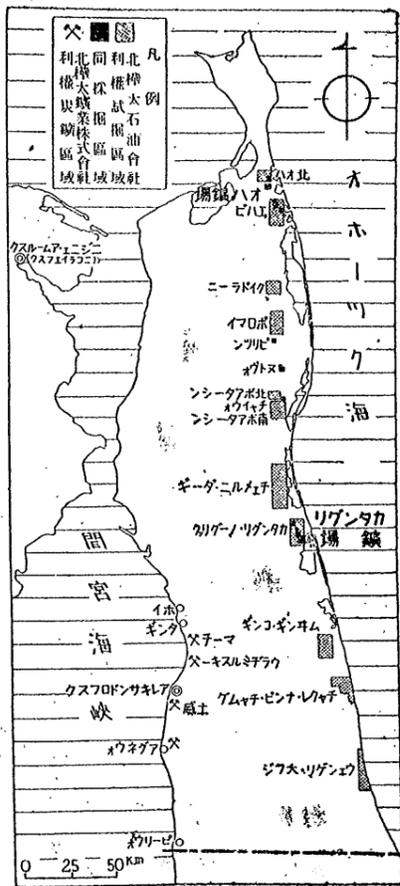
北樺太に於ける我が石炭、石油利権に對するソ聯側の壓迫問題は、去る昭和十一年の日獨防共協定成立以來の問題であるが、年々その壓迫は強烈となり、これがため利権の開發に従事してゐる我が石炭、石油會社は、事業の遂行に非常な困難を來たし、遂に石炭利権會社は昭和十二年以來、殆んど事業を中止するの已むなきに至つて居り、また石油利権會社も事業の大縮小を行つてゐる實情である。ソ聯官憲が、從來如何に陰險強辣な不法強壓の手段を用ひて來たかといふことについては、既に新聞などでも屢々報道されてゐるところであるが（週報第百十號、昭二・三・一・二・三）北樺太石油石炭利権關係邦人壓迫問題參照最近の實情について記せば左の如くである。

(一) 労働者輸入の阻止

石炭、石油開發事業を經營する原動力を爲すところの労働者の輸入については、石炭、石油兩會社とも、利権契約によつて各々一定の比率のソ聯人労働者を使用する義務があり、同時にソ聯政府もまた會社側の申込に應じて、ソ聯人労働者を提供する義務が定められてゐるのである。この關係を利用して、ソ聯官憲は數年來、會社側のソ聯人労働者の輸入を不法に妨害し、會社側に莫大な損失を與へ、事業の遂行に非常な支障を來たさしめてゐるのであるが、本年に至つては單に妨害に止まらず、全くこれを阻止して事業の遂行を不可能ならしめつゝある有様である。即ち、本年はソ聯側の要望もあつたので、特に二月頃までにソ聯當局に對して、石炭、石油兩會社とも、本年度の事業計畫に基づく必要数のソ聯人労働者の輸入申込（石炭關係九〇〇人、石油關係二〇五〇人）を行ふと共に、邦人労働

者（石炭四〇〇人、石油八六一人）の入ソ許可を請求したのであつた。然るにソ聯當局は、航海期も始まり會社として重大な事業季節に入つたにも拘はらず、利権契約上の義務を無視し

よつて會社側は勿論、帝國政府に於いても權益擁護の見地から、駐ソ大使を通じて再三ソ聯當局に對して嚴重な抗議を行ひ、強硬に督促を試みたが、ソ聯側は今日に至るもなほ頑としてこれに應じないのである。従つて兩會社の本年度の事業計畫はこれを遂行することが不可能であるばかりか、事業の經營を自己體が危殆に瀕してゐる實情である。



て、一人のソ聯人労働者の提供も行はず、また邦人労働者の入國をも許可しないので、會社としては全く、事業を開始することが不可能となつてゐるのである。

業員に對して必要な物資を配給する義務があり、これがために日本から種々な生活の必需品を輸入する権利を有つてゐるのである。然るに、ソ聯官憲は近年これ等の必要な

(二) 物資の輸入阻止と不法裁判

利権契約によつて、兩會社は現場從

物資や、事業上の必需品の現地輸入を故意に制限して、會社側に非常な困難を與へてゐるのである。本年の如きも、兩會社が本年度の所要として申請した物資輸入額の三割を辛うじて許可したのみで、残りの輸入に對しては、言を左右にして未だに許可を與へないのである。

かやうにソ聯當局が、會社の申請しただけの物資の輸入を故意に制限してゐるので、従つて従業員に對する物資の配給に不足を來たすのは當然である。然るに現地のソ聯労働組合は、輸入の不許可は組合の關知するところではなく、會社が物資の配給を減ずるのは不都合であるとして、訴訟を起して會社に對して莫大な賠償金を要求してゐるのである。現在問題となつてゐる左の二つの裁判は、ソ聯の各機關が共謀して、兩會社に對して如何に苛酷な壓迫を加へてゐるかを示す最も好い實例の一つである。

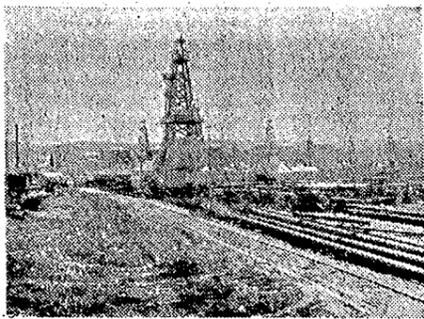
(イ) 即ち、本年五月、炭坑労働者組合は石炭會社に對して、昭和十二年九月から十三年の八月に至る一ヶ年間の労働者に對する必要な物資を規定通りに配給しなかつたのは團體契約の違反であるとして、約三十八萬

ルーブルといふ法外な賠償要求の訴訟を提起したのであつたが、五月三十日、裁判所は組合側の要求をまゝを呑みにして、裁判費用を含めて約四十萬ルーブルの支拂を會社に命じたのであつた。これに對して會社側は直ちに控訴したが、勿論無効に終つた。

元來、會社側が物資の配給が出來なかつたのは、ソ聯官憲が會社の申請した輸入量を不法に制限し、しかも折角現地に輸入した物資を故意に日本に逆送させたり、販賣價格を仕入價格の六分の一以下に値下を命ずる等の不當の干渉を行つた結果、その販賣を一時停止するの已むなきに至つた等の事情に基づくものであつた。

これに對して組合側は團體契約を楯に取り、しかも賠償金を要求する労働者の數の如きも、全然賠償を要求する意思のない日本人の労働者(既に歸國したもの)をも含めてゐるや、久しい以前に退職して目下所在不明なソ聯労働者等を計上して、非常に不當な杜撰極まる計算によつて賠償金を計上したのである。

また、これに對して裁判所は明白な計算上の誤謬をも訂正せず、組合の要求をそのままを取り上げ、會社側には一切の申立を阻止するといふ奇怪な態度で、會社側が控訴したのに對しては、僅か一時



油 田 北 太 株 式 會 社 (ハオ) 景

間の裁判で四十萬ルーブルといふ莫大な賠償が判決されたのであつた。

(ロ) 石炭労働者組合と相呼應してオハの石油労働者組合も、六

月十五日、會社を相手取つて昨年十二月及び本年一月の物資配給が不足であつたからといふ理由で、二十六萬餘ルーブルの損害賠償の訴訟を起したのである。この裁判は六月二十三日に開かれたが、これも石

炭會社の場合と同様、一方的な判決で約三十萬ルーブルの支拂が命ぜられたのであつた。よつて會社は目下控訴中であるが、會社側が敗訴に終ることは免れない模様である。

この石油會社の物資配給の不足した原因は冬期の約八ヶ月間は交通が杜絶するため、その冬籠中に必要な物資の輸入許可を昨秋ソ聯當局に申請したが、ソ聯當局が頭として許可しなかつた。

そこで會社側から、輸入を許可されなければ配給の減少を來たすべき事情を述べて再三許可を懇請したにも拘はらず、ソ聯當局は遂に冬籠の始まる時期まで許可を與へなかつたためであつた。

(三) 石油會社船舶の事業地寄港阻止

石油會社は、各地の事業地に、従業員に對する食料品その他必要な物品及び事業に必要な物資を供給するために、各事業地に船舶を寄港させてゐるのであるが、ソ聯官憲は、不法にもオハを除いて他は、全然事業地への船舶の寄港を許可しないのである。

右の各事業地への船舶寄港は利権契約上の権利である。然るにソ聯官憲が何等の理由なく、これを阻止してゐるのは重大な利権契約の違反であるばかりではなく、各事業地に働いてゐる従業員に対する食糧その他生活必需品の供給を阻止してゐることは、人道上、言語道断な不法措置といはなければならぬ。

(四) 團體契約改訂に対する不當要求

石油會社と石油労働者組合との間に、従業員の労働条件を規定した團體契約があり、この契約は有効期間を原則として一ヶ年とし、毎年改訂されることとなつて居り、昨年五月を以つて期限を満了したので、組合側の申出によつて、モスコに於いてその改訂を行ふこととなつた。

然るに、ソ聯官憲は石油會社が團體契約改訂のためにモスコに派遣する代表者に対して、入ソの査證を故意に數ヶ月も遅らせ、また組合員からも種々の口實を設けて交渉の開始を遅らせ、やうやく交渉が開かれたのが昨年十一月十四日であつた。しかも組合は、労働賃銀の一舉四割値

上げを初め、従来の施設の外に、さらに大食堂、幼稚園、託児所、靴工場、裁縫所等の新設、各宿舍毎に豚小屋、鶏小屋等を設置すること等の老大な諸施設を要求し、なほ、恰も従業員の怠惰を奨励するかのやうな労働規律の緩和を要求する等頗る不當な要求を提出し、十二月一日までに承認せよと強要したのであつた。

のみならず、本年五月に至り、前記の石油會社の代表二名中の一名を、強制的に退去させ、或は團體契約に全然關係の無い労働者の傭入、物資の輸入及び事業地への船舶寄港の問題に對してまで、團體契約の不成立を口實としてその履行承認を拒否してゐるのである。

賃銀の如きは、最近、あらゆる威嚇、壓迫、妨害等によつて會社を強要しつゝあるので、會社側も已むなく譲歩に譲歩を重ね、前回の改訂に際し一割五分の値上げを行ひ、さらにまた今回、續けて一割五分の値上げを承認し、なほ、その他の施設に對しても營利を度外視して、幾多の無理な要求も大部分承認した。それにも拘はらず、組合側は實行不可能な不當な要求を全面的に強要してゐるため、モス

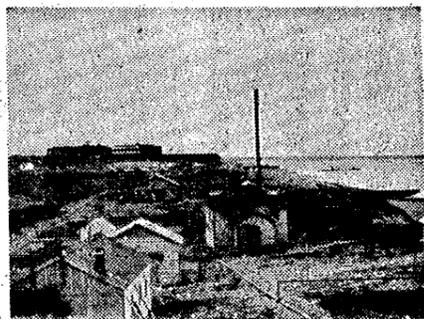
コに於ける交渉は、既に十ヶ月に及ぶも未だ妥結を見るに至らず、しかも、ソ聯當局は團體契約を他の諸問題解決の前提条件としてゐるので、會社の事業は全然經營不能の状態に陥つてゐるのである。

(五) 爆薬の強制廢棄

石炭の採掘に生命的な資材である爆薬及び雷管に對して、ソ聯官憲は、本年一月、會社の保有してゐた爆薬十一噸全部を安全保障期限を超過したとの理由によつて廢棄すべしと厳命し、會社側の理由ある陳述を無視して廢棄を強制したのであつた。

爆薬の安全保障期間は六ヶ月乃至九ヶ月となつてゐるが、爆薬及び雷管等に對してソ聯當局が日本からの輸入を許可しないために、會社はモスコから購入してゐるのであるが、注文しても現品が到着するには少くとも六ヶ月はかかる。しかも注文は前金拂ひで注文しても送らないことや、故意に輸送を遅らせるのが常である。従つて嚴格に安全保障の規則を適用すれば現地では絶対に爆薬の使用は

不可能なわけである。これを以て、この點は從來問題とならなかつたものであり、同じ樺太のソ聯の炭坑では同様なものを使用してゐるのである。



かうしてソ聯當局は事業の遂行に絶對的に必要な爆薬を強制的に廢棄せしめ、その補充品は注文しても送つて來ず、日本からの輸入も許さないのので、事實上事業の經營が不可能となるの他は、な

× × ×
く、これがソ聯當局の陰險な會社壓迫の手段であることは言ふまでもない。

要するに、以上の事實だけからいつても、石炭、石油兩
會社共に、全く事業の經營が不可能に陥り、極めて重要な
我が北樺太の利権は壊滅の他なき状態に直面してゐる
のである。

以上のソ聯當局を始め各機關の不當な措置、不法な壓迫
は、我が北樺太利権事業をして經營不可能に陥らしめ、以
つてその抛棄の已むなきに至らしめんとするの策謀である
と解せざるを得ない。

このソ聯當局の態度は、利権契約は勿論、日ソ基本條約
の明文にも明らかに違反して居り、且つ、この權益がいは
ゆる尼港事件の血の代償である事實に鑑み、帝國政府と
しては到底黙視することは出来ないので、駐ソ大使を通じ
て再三情理を盡してソ聯當局の猛省を促し、或ひは嚴重
なる抗議を行つてゐるのであるが、ソ聯政府は未だ何等の反
省の模様がないので、最近、さらに重ねてソ聯政府に對し
て、極めて嚴重な抗議を提出し、不法なる態度の是正につ
て警告したのである。

X X X

寫眞
週報

第七十五號
七月二十六日發行

目次

☆日英東京會談

☆ハルハ河畔に激戦つゞく

☆捕へて見ればソ聯兵

☆陸軍防空學校

☆雷をつかまへる(大匠)

☆ドイツの少年から夏の便り

☆海外通信

内閣情報部編輯
定價 十 錢

最近公布の法令

内閣官房總務課

輸出菓子糖菓原料砂糖戻税法施行規則中改正ノ件

輸出菓子糖菓原料砂糖戻税法の改正(糖菓の原料となる砂糖、葡
萄糖若しくは麥芽糖に對し新たに物品税を課することとなつた
ため之が戻税制度を設ける必要上改正をなしたるもの)に伴ひ必
要なる改正を行ひ又糖菓の輸出増進を圖るため改正をなしたる
ものである。

商工部内臨時職員設置制中改正ノ件

技師、屬及技手の事務増加に依る増員並びに事務終了及び經費
節減のための減員を行つたものである。

特許局官制中改正ノ件

近時化學工業及び電氣工業に關する出願件數増加し且つ其の内
容の複雑化するに伴つて現在の化學電氣部を化學部及び電氣部
の二部に分立せしめ又經費節減のため技手の減員を行つたもの
である。

機械試驗所官制中改正ノ件

行政廳ラシテ委嘱ニ依リ 陸軍人援護會ノ事務ヲ施行セシム
ルノ件

陸軍人援護會の事業施行の円滑を期すると共に指導監督の實
を収め以つて同會の實績を擧げ、聖旨の普及貫徹に務めるた
ることにしたものである。

め、同會の委嘱に依り行政廳に於いて其の事業を施行すること
を得ること等を規定したものである。

關東海務局官制中改正ノ件

昭和十四年法律第二十八號恩給法中改正法律(昭和二十九年法律
第三八號)を施行するに必要な規定及び地方移民職員制に依る職員に恩
給を給するの途を拓いたものである。

資金融通審査委員會官制

會社利益配當及び資金融通令第十二條に依り大藏大臣が生産力
擴充資金共の他時局産業資金として、日本興業銀行に資金の融
通又は有價證券の應募、引受若しくは買入を命ずる場合は、資
金融通審査委員會の議を経べきことになつて居る。是に基つ
いて委員會を設置することにしたもので、同委員會は大藏大臣
の監督の下に前記の調査審議をなす外大藏大臣の諮問に應じて
會社利益配當、第十二條の命令に依る融通金、應募、引受若しく
は買入を爲した有價證券に關する必要事項を調査審議を爲し、
會長一人(大藏次官)及び委員十人以内を以つて組織され、而
して委員には關係各廳高等官及び學識經驗者の外日本銀行副總
裁、日本興業銀行總裁及び副總裁が其の資格に於いて當然委員
の職務を行ふことになつて居ること等が規定してある。

神宮關係施設調査會官制廢止ノ件

神宮關係施設調査會は神宮關係施設に關する重要事項を調査審
議する内務大臣の諮問機關として昭和十一年設置されたが同會
の事務完了し存置する必要がなくなつたので同會官制を廢止す
ることにしたものである。

- ◇大正十五年勅令第二百二十三號朝鮮總督府鐵道局鐵道醫及鐵道醫士二關スル件改正ノ件 (五月十日勅令第二百九十三號)
- ◇朝鮮總督府鐵道局に於ける事業の進展に伴ひ傷病者看護の完備を期するため鐵道看護長を設置したものである。
- ◇樺太廳中學校官制改正ノ件 (五月十日勅令第二百九十四號)
- ◇大正十二年勅令第三百九號監査所二臨時職員増置ノ件中改正ノ件 (五月十日勅令第二百九十五號)
- ◇帝國鑛業開發株式會社法施行期日ノ件 (五月十日勅令第二百九十六號)
- ◇帝國鑛業開發株式會社法は五月十日より之を施行することにしたものである。
- ◇内閣印刷局醫及内閣印刷局藥劑師官制改正ノ件 (五月十日勅令第二百九十七號)
- ◇大藏部内臨時職員設置制改正ノ件 (五月十日勅令第二百九十八號)
- ◇無庸異動地の整理及び臨時利得稅法改正等に伴ふ事務増加のため屬の増員並びに經費削減に依る事務官及び屬等の減員を規定したものである。
- ◇工業試驗所官制改正ノ件 (五月十日勅令第二百九十九號)
- ◇工業試驗所官制改正ノ件 (五月十日勅令第三百號)
- ◇朝鮮總督府内臨時職員設置制改正ノ件 (五月十日勅令第三百一號)
- ◇朝鮮總督府稅務官制改正ノ件 (五月十日勅令第三百二號)
- ◇警視廳官制改正ノ件 (五月十日勅令第三百三號)
- ◇北海道廳官制改正ノ件 (五月十日勅令第三百四號)
- ◇地方官官制改正ノ件 (五月十日勅令第三百五號)
- ◇昭和十二年勅令第五百八十四號當分ノ資金前渡、前金拂若ハ概算拂ヲ爲シ又ハ隨需契約ニ依ルコトヲ得ル場合ニ關スル件改正ノ件 (五月十日勅令第三百七號)
- ◇昭和十二年勅令第五百八十四號は陸海軍官衙に於ける經費に於て資金前渡を爲し得る場合及び陸海軍官衙に於ける經費に於て資金前渡を爲し得る場合に關し規定したものであるが、今回資金前渡を爲し得る場合に關し規定したものであるが、隨意契約に付いて之を爲し得る陸海軍官衙及び是に依つて購入等を爲し得る物資の範圍を必要に應じ擴張すること等の改正を行つたものである。
- ◇大日本航空株式會社法施行期日ノ件 (五月十日勅令第三百八號)
- ◇大日本航空株式會社法施行令 (五月十日勅令第三百九號)
- ◇大日本航空株式會社法を昭和十四年五月十一日より施行し、又同法施行の爲め大日本航空株式會社に非ざるもの營み得る航空輸送事業の範圍、同會社に對する損失補償の限度及び方法、外地に於ける課稅の免除、従前の大日本航空株式會社を新會社と爲すの手續等に關し規定を設けたものである。
- ◇關東州國勢調査令 (五月十日勅令第三百十號)
- ◇關東州に於ける國勢調査に關しては従來關東州國勢調査規則(關東州令)に依り内地及び外地同一時期に於て概ね同一内容に依り之を實施し來つたのであるが、基本勅令を缺いてゐたので、今回臨時國勢調査施行の機會に本令を制定したものである。
- ◇内務部内臨時職員設置制改正ノ件 (五月十日勅令第三百十一號)
- ◇地方土木職員制改正ノ件 (五月十日勅令第三百十二號)

- ◇昭和十四年法律第八十七號青年學校令ニ依り就學セシメラルベキ者ノ就業時間ニ關スル法律施行期日ノ件 (五月十日勅令第三百十三號)
- ◇昭和十四年法律第八十七號(二八號三項)を五月二十日から施行することとしたものである。
- ◇南洋群島實業組合令 (五月十日勅令第三百十四號)
- ◇南洋群島の現勢に鑑み各種實業組合の組成を助長し産業經濟の改良發達を圖る爲め制定されたものである。
- ◇帝國大學及官立醫科大學三臨時附屬醫學專門部設置スルノ件 (五月十日勅令第三百十五號)
- ◇現下の時局に於いて醫師の不足を來たしてゐる實情等に鑑み之が對策として東京、京都、東北、九州、北海道、大阪及び名古屋の各帝國大學並びに新潟、岡山、千葉、金澤、長崎及び熊本の各醫科大學に夫々臨時附屬醫學專門部を設置し、夫々主事一人を各大學教授の中より命じて急速に醫師の養成を計ることとしたものである。
- ◇臺灣米穀移出管理委員會官制 (五月十日勅令第三百十六號)
- ◇臺灣總督府に於いて行ふ米穀の移出管理に關し臺灣總督の諮問に應じて重要事項を調査審議せしめる爲め臺灣米穀移出管理委員會を設置したものである。
- ◇興亞院官制改正ノ件 (五月十日勅令第三百十七號)
- ◇專賣局官制改正ノ件 (五月十日勅令第三百十八號)
- ◇大正十一年勅令第九十五號海軍法務官及海軍譯譯ノ定員ニ關スル件改正ノ件 (五月十日勅令第三百十九號)
- ◇司法省官制改正ノ件 (五月十日勅令第三百二十號)
- ◇裁判所職員定員令改正ノ件 (五月十日勅令第三百二十一號)
- ◇監獄官制改正ノ件 (五月十日勅令第三百二十二號)
- ◇昭和十二年勅令第五百八十四號當分ノ資金前渡、前金拂若ハ概算拂ヲ爲シ又ハ隨需契約ニ依ルコトヲ得ル場合ニ關スル件改正ノ件 (五月十日勅令第三百七號)
- ◇昭和十二年勅令第五百八十四號は陸海軍官衙に於ける經費に於て資金前渡を爲し得る場合及び陸海軍官衙に於ける經費に於て資金前渡を爲し得る場合に關し規定したものであるが、今回資金前渡を爲し得る場合に關し規定したものであるが、隨意契約に付いて之を爲し得る陸海軍官衙及び是に依つて購入等を爲し得る物資の範圍を必要に應じ擴張すること等の改正を行つたものである。
- ◇大日本航空株式會社法施行期日ノ件 (五月十日勅令第三百八號)
- ◇大日本航空株式會社法施行令 (五月十日勅令第三百九號)
- ◇大日本航空株式會社法を昭和十四年五月十一日より施行し、又同法施行の爲め大日本航空株式會社に非ざるもの營み得る航空輸送事業の範圍、同會社に對する損失補償の限度及び方法、外地に於ける課稅の免除、従前の大日本航空株式會社を新會社と爲すの手續等に關し規定を設けたものである。
- ◇關東州國勢調査令 (五月十日勅令第三百十號)
- ◇關東州に於ける國勢調査に關しては従來關東州國勢調査規則(關東州令)に依り内地及び外地同一時期に於て概ね同一内容に依り之を實施し來つたのであるが、基本勅令を缺いてゐたので、今回臨時國勢調査施行の機會に本令を制定したものである。
- ◇内務部内臨時職員設置制改正ノ件 (五月十日勅令第三百十一號)
- ◇地方土木職員制改正ノ件 (五月十日勅令第三百十二號)
- ◇本務増加及び經費削減等の爲め陸軍事務官、海軍譯譯、司法書記官、司法省屬、判事、檢察、裁判所書記、看守長等の増減員を行つたものである。
- ◇鑛山監督局官制改正ノ件 (五月十日勂令第三百十四號)
- ◇貨金統制令及び工場事業場技能者養成令の施行に伴つて鑛山監督局をして鑛業に於ける貨金統制令施行に關する事務並びに鑛業及び砂鑛業に於ける工場事業場技能者養成令施行に關する事務、また鑛務監督官更をして鑛業に於ける貨金統制令施行に關する事務を掌らしめる爲め改正を行つたものである。
- ◇拓務省官制改正ノ件 (五月十日勅令第三百十五號)
- ◇厚生省官制改正ノ件 (五月十日勅令第三百十六號)
- ◇厚生局分掌事項中國際勞務事務に關する統轄事項を廢止し、貨金統制令及び工場就業時間制限令施行に關する事務を工場監督官更及び鑛務監督官更をして掌らしめること等の改正を加へたものである。
- ◇樺太廳部内臨時職員設置制改正ノ件 (五月十日勅令第三百十七號)
- ◇陸軍給與令改正ノ件 (五月十日勅令第三百十八號)
- ◇陸軍士官學校生徒に増附料を給することとし、又幹部候補生及び操縦候補生で豫備役の將校に任ぜられたものには任官の際服裝手當を給することとしたものである。
- ◇陸軍給與令改正ノ件 (五月十日勅令第三百十九號)
- ◇現役の下士官又は召集中の兵、若しくは幹部候補生又は操縦候補生にして豫備役又は後備役の將校に任ぜられ引續き部隊の勤務に服するものには陸軍給與令第六十二條に依る服裝手當の半額を給することとしたものである。

臺灣米穀移出管理特別會計規則 (五月十七日令公布勅令第三百三十號)
臺灣米穀移出管理特別會計法の制定に伴ひ同會計の收入支出等
に關する規則を制定したものである。

海軍技術研究所令中改正ノ件 (五月二十日令公布勅令第三百三十一號)
海軍火藥廠令中改正ノ件 (五月二十日令公布勅令第三百三十二號)
海軍航空技術廠令中改正ノ件 (五月二十日令公布勅令第三百三十三號)
海軍工廠令中改正ノ件 (五月二十日令公布勅令第三百三十四號)
海軍燃料廠令中改正ノ件 (五月二十日令公布勅令第三百三十五號)
艦船兵器の材料に關する研究の爲め海軍技術研究所に材料研
究部を新設し、又海軍火藥廠、海軍航空技術廠、海軍工廠及
び海軍燃料廠に各副部長を設くる等の改正を行つたものであ
る。

文部省直轄學校官制中改正ノ件 (五月二十三日令公布勅令第三百三十六號)
文部省直轄學校職員定員令中改正ノ件 (五月二十三日令公布勅令第三百三十七號)
高等官官等傳給令中改正ノ件 (五月二十三日令公布勅令第三百三十八號)
工業技術員增加養成の爲め盛岡、盛岡、多賀、大阪、宇部、新
居濱及び久留米に各高等工業學校を創設し又工業教員增加養成
の爲め熊本及び廣島各高等工業學校に夫々臨時工業教員養成所
を附設し、之と併せて桐生、金澤、神戸、濱松、徳島、長岡、
福井、山梨の各高等工業學校及び秋田、山形、群馬、長野等に於ける
各種學科の新設がある。之等の關係に伴つて各學校の校長、
教授、助教授、助手及び書記等の定員を定め或は増加し、尚
ほ以上の如く直轄學校教授の定員増加の結果直轄學校教授任教授
の定員を一人増加する等の改正を行つたものである。

昭和十四年法律第四十三號花柳病預防法中改正法律施行期日
ノ件 (五月三十一日令公布勅令第三百四十七號)
花柳病預防法施行令中改正ノ件 (五月三十一日令公布勅令第三百四十八號)
昭和十四年法律第四十三號を昭和十四年六月一日より施行し、
之に伴つて花柳病預防法施行令にも所定の改正を加へたもので
ある。

臨時陸軍材料資金特別會計規則 (五月三十一日令公布勅令第三百四十九號)
臨時陸軍材料資金特別會計法の制定に伴つて同會計の資金を以
つて軍需品の材料及び原料を取得することを認むる場合、其の取
得の方法及び同會計の收入支出等に關し規程を設けることにし
たものである。

大正十五年勅令第九號日本國及ソウイェト社會主義共和國
聯邦間ノ關係ヲ律スル基本法則ニ關スル條約關係保護定書
(ニ)ニ基クテ權利契約ニ依リ北樺太ニ於テ石油又ハ石炭ノ採
掘ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國株式會社ニ關スル
件 中改正ノ件 (五月三十一日令公布勅令第三百五十號)
北樺太に於ける石油及び石炭利権事業の積極的遂行を圖り殊に
石炭利権の確保を期する爲め、此等の事業を營むことを目的とす
る帝國株式會社に對する監督を強化する爲め改正をなしたもので
ある。

政府航空出資評價委員會官制 (六月三日令公布勅令第三百五十一號)
大日本航空株式會社法に依れば、政府が定款の認可を爲さんと
するときは政府の出資の目的たる金銭以外の財産の價格及び之
に對して與へる株式の數に付き政府航空出資評價委員會の議を
經ることを要し、又政府が金銭以外の財産を以つて其の所有す

内務省官制中改正ノ件 (五月二十四日令公布勅令第三百五十九號)
内務部内臨時職員設置令中改正ノ件 (五月二十四日令公布勅令第三百六十號)
東京及び横濱の復興事務整理に關する事務進捗に伴ひ非常
職員をして之が處理に當らしめるとし隨つて從來之に従事
してゐた臨時職員に關する規定に改正を加へたものである。

稅務署官制中改正ノ件 (五月二十四日令公布勅令第三百六十一號)
神奈川縣筑前郡川和町外一町十五箇村の區域は横濱市に、同郡
柿生村外一箇村の區域は川崎市に編入せられ、又大阪府豐能郡
池田町の區域は池田市と定められたので之に伴ひ稅務署の管轄
區域の改正を行つたものである。

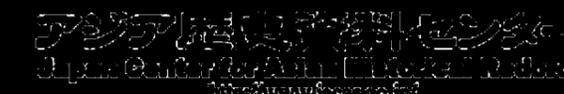
工場事業場技能者養成委員會官制 (五月二十九日令公布勅令第三百六十二號)
國家總動員法第二十二條の規定に依る工場事業場技能者養成令
の施行に伴ひ、厚生大臣の諮問に應じ工場事業場技能者養成令
に依る技能者の養成に關する重要事項を調査審議せしめる爲め
工場事業場技能者養成委員會を設置したものである。

行政裁判所二理事官ヲ置クノ件 (五月三十一日令公布勅令第三百六十四號)
高等官官等傳給令中改正ノ件 (五月三十一日令公布勅令第三百六十五號)
明治二十三年勅令第一百一十一號行政裁判所評定官ノ員數及職掌
ノ員數及職掌ノ件 中改正ノ件 (五月三十一日令公布勅令第三百六十六號)
行政裁判所令中改正ノ件 (五月三十一日令公布勅令第三百六十七號)
行政裁判所に於ける文書の往復、會計其の他の職務を掌らしめ
る爲め行政裁判所に理事官を設置し、之に伴ひ行政裁判所理事官
の官等傳給を定め、書記を一人減員し、又行政裁判所の使丁
に廷丁の名稱を附するに伴ひ改正を加へたものである。

審判試驗場種免拂下代金ニ關スル件 (六月三日令公布勅令第三百六十八號)
審判試驗場の保管に關する種免の拂下代金を収入印紙を以つて
納めしめることとしたものである。

昭和九年勅令第二百二十七號海軍に臨時海軍理事官置置ノ件
改正ノ件 (六月七日令公布勅令第三百五十三號)
大正九年勅令第五百五十六號造船等ノ事務ニ從事セシムル爲
海軍艦政本部等ニ臨時職員設置ノ件 中改正ノ件 (六月七日令公布勅令第三百五十四號)
文部省直轄諸學校職員定員令中改正ノ件 (六月七日令公布勂令第三百五十五號)
盛岡高等農林學校の獸醫科學科學年進行、鹿兒島高等農林學校及
び鳥取高等農林學校の獸醫科學科新設、富崎高等農林學校の獸醫學
科學年進行、東京高等農林學校の獸醫科學科學年進行及び折衝學
科新設、山口及び彦根高等商業學校の第二部(支那科)新設、京
都高等工業學校の精密機械科及び人造纖維科新設、名古屋高等
工業學校の航空工學科新設、熊本及び仙臺高等工業學校の工業
化學科新設、米澤高等工業學校の通信工學科新設、横濱高等工
業學校の航空工學科及び東京高等工業學校の精密機械科學年進
行、廣島高等工業學校の工作機械科學科新設に伴ひ夫々教授、助
教授、助手及び書記等の定員増加の要ある爲め改正を行つたも
のである。

株式の株金拂込に充てる場合にも、其の財産の價格に付き政
府航空出資評價委員會の議を經ることを要することになつて居
り、且つ政府航空出資評價委員會に關する規程に勅令を以つて
定めることになつて居るので、之等の規定に基つて未勅令が
制定されたものである。



◇輸出補給物資所官制中改正ノ件 (六月七日公布勅令第三百五十六號)

◇工業品規格統一調査會官制中改正ノ件 (六月七日公布勅令第三百五十七號)

工業品規格統一調査會の審議事項を擴張すると共に其の機能の發揮を一層適切ならしむるため委員の定員を増加し、其の任期を定むるの外調査會に専門委員を置き専門の事項に付き調査せしめることにしたものである。

◇朝鮮總督府ノ稅務署長ヲシテ會計利益配當及資金融通令ニ依ル事務ノ一部ヲ掌ラシムルノ件 (六月七日公布勅令第三百五十八號)

昭和九年勅令第三百二十六號釋本ニ在勤スル陸軍軍人ノ給與ニ關スル件中改正ノ件 (六月七日公布勅令第三百五十九號)

釋本在勤の陸軍軍人の在勤加俸(高等文官同待遇者)には俸給の十分の五以内、判任文官同待遇者には俸給の十分の八以内)等の給與に付き規定したものである。

◇軍人傷疾記章授與臨時特例 (六月七日公布勅令第三百六十號)

軍人として公務のため傷疾を受け又は疾病に罹つた者で恩給法に依る增加恩給、傷病年金又は傷病賜金の確定した者等には軍人傷疾記章を授與せられることとなるが、戦役・事變に際しては多数の傷病軍人に付いて總べて恩給受給権の確定を俟つことは相當の期間を要するので、陸軍大臣又は海軍大臣は、増加恩給又は傷病年金受給の見込ある者に對しては其の受給権の確定前でも軍人傷疾記章を授與することが出来ることとしたもので、この場合には、併せて軍人傷疾記章臨時授與證書を授與することとなるが、之は後に恩給受給権確定後軍人傷疾記章授與證書と引換へる、其他所要の規定が併せて規定せられてゐる。

◇人事調停法施行期日ノ件 (六月七日公布勅令第三百六十一號)

人事調停法ヲ釋本ニ施行スルノ件 (六月七日公布勅令第三百六十二號)

人事調停ノ手数料等ニ關スル件 (六月七日公布勅令第三百六十三號)

人事調停法(昭和十一年三月十七號)を七月一日より施行し、又同日より之を釋本にも施行することとしたもので、同時に人事調停申立の手数料(五円)その他記録の閲覧若しくは謄寫又は其の正本、謄本、抄本、事件に關する證明書の付與等を求むる手数料、調停委員の旅費、日當等に付き規定したものである。

◇北支那開發株式會社及中支那振興株式會社政府出資財産評價委員會官制中改正ノ件 (六月十日公布勅令第三百六十八號)

中支那振興株式會社法の改正に依り、政府は金銀以外の財産を以つて其の所有する株式の第三回以後の株金拂込に充つることを得べく、この場合には其の財産の價格に付き政府出資財産評價委員會の議を経ることになつたので、之に基づいて改正を加へたものである。

◇大藏省官制中改正ノ件 (六月十日公布勅令第三百六十五號)

造幣局官制中改正ノ件 (六月十日公布勅令第三百六十六號)

逓信省官制中改正ノ件 (六月十日公布勅令第三百六十七號)

逓信部内臨時職員設置制中改正ノ件 (六月十日公布勅令第三百六十八號)

貯金局官制中改正ノ件 (六月十日公布勅令第三百六十九號)

航空局官制中改正ノ件 (六月十日公布勅令第三百七十號)

電氣試驗所官制中改正ノ件 (六月十日公布勅令第三百七十一號)

逓信局官制中改正ノ件 (六月十日公布勅令第三百七十二號)

逓信官署官制中改正ノ件 (六月十日公布勅令第三百七十三號)

◇大正九年勅令第四百八十三號三等郵便局長等ノ給與ニ關スル件中改正ノ件 (六月十日公布勅令第三百七十四號)

三等郵便局長が退官したとき又は在官中死亡したとき給與すべき一時金の額を増加したものである。

◇朝鮮總督府内臨時職員設置制中改正ノ件 (六月十日公布勅令第三百七十五號)

◇判任官備給令中改正ノ件 (六月十日公布勅令第三百七十六號)

◇明治四十一年勅令第二百八十七號政府ニ對シテ(牛保證金其ノ他ノ擔保ニ充用スル國債ノ價格ニ關スル件中改正ノ件 (六月十三日公布勅令第三百七十七號)

割引の方法を以つて發行する國債を政府に對する保證金その他ノ擔保として充用する場合の價格算定に付き特例を設けるため所要の改正を加へたものである。

年度別定期航空線統計 (昭和四年年度至昭和十三年年度)
日本航空線(大日本航空) 株式會社ノ分

年度	種類	線路	航空回数	運送距離	旅客	貨物	郵便
昭和四年	定期	東京-大阪	1,010	1,010,000	10,000	100	100
昭和五年	定期	東京-大阪	2,000	2,000,000	20,000	200	200
昭和六年	定期	東京-大阪	3,000	3,000,000	30,000	300	300
昭和七年	定期	東京-大阪	4,000	4,000,000	40,000	400	400
昭和八年	定期	東京-大阪	5,000	5,000,000	50,000	500	500
昭和九年	定期	東京-大阪	6,000	6,000,000	60,000	600	600
昭和十年	定期	東京-大阪	7,000	7,000,000	70,000	700	700
昭和十一年	定期	東京-大阪	8,000	8,000,000	80,000	800	800
昭和十二年	定期	東京-大阪	9,000	9,000,000	90,000	900	900
昭和十三年	定期	東京-大阪	10,000	10,000,000	100,000	1,000	1,000

文部省推薦圖書紹介 (一般向)

主に新著(相馬御風著) 長く郷里越後に住みつた愛國詩人としての著者の最近の隨筆集で、特に農村に反映した事變色のものが多く、著者の敬虔真摯な心情が全巻に溢れてゐる。(四六判三〇頁 定価一圓六〇錢 發行京都府立総合資料館)

官廳刊行物だより

昭和三十四年七月二十六日印刷發行 内閣情報部 東京市物産本館印刷局 内閣印刷局 東京市物産本館印刷局

Table with columns: 注意御, 所込申, 價定, 週報. Contains details about book prices and publication schedules.

「明治神宮國民體育大會の歌」懸賞募集

明治神宮國民體育大會は本年度より政府に於て主催することとなつた。本大會は國民の健康増進を目的とし、國民の精神を鼓舞し、國民の団結を促進することを目的とする。...

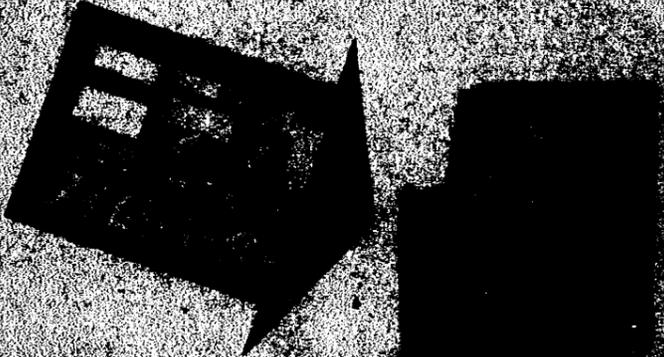
厚生省編纂圖書

厚生省編纂圖書の紹介。包括的基金法、労働者保護法、児童保護法、本邦大都市に於ける土地家屋賃賃、退職積立金及退職手当法関係法令、内閣印刷局直販所、全国各地主要書店。

忠實なる 記録簿

★ 旅の公徳覚書

電車に乗る時は、紙屑や果物の皮などは備付の屑箱に入れて散らさないこと。2. 手用品は膝の上に置くなり、テーブルの上に置くなりして座を汚さないこと。3. 床の上に唾や痰を吐き散らすやうなことがないこと。



4. 乗降する時は、乗降口を閉めてから降りること。5. 乗降する時は、乗降口を閉めてから降りること。6. 乗降する時は、乗降口を閉めてから降りること。

旅の公徳覚書

旅の公徳覚書

鐵道省

- 一 汽車に乗るまで
 - 待合室 1. 紙屑や果物の皮などは備付の屑箱に入れて散らさないこと。2. 手用品は膝の上に置くなり、テーブルの上に置くなりして座を汚さないこと。3. 床の上に唾や痰を吐き散らすやうなことがないこと。
 - 手用品 手用品は少いほど気楽である。嵩む者はチェッキで託送すること。
 - 出札と改札 お互に先を争つては混雑を増し、却つて遅くなるばかりであるから、秩序をまもり、譲讓の美徳を發揮したい。
 - 乗降 降りる人がすんでから乗ることにし、併も敏捷でありたい。老人や子供は先に乗降させること。
- 二 汽車の中にて
 - 座席 2. 二人分の席を占めたり、荷物で席をふさいだり、他人が立つてゐるのに無理入りをして知らぬ顔をする。3. 護國の英靈に敬申の意を表すること。
 - 車内の動作 親切と互讓とで車内の氣分を明朗にしたい。1. 著いからとて太股を出したり、肌抜きになつたりせぬこと。2. 酒に酔つて放談高論し、又他人に無作法な振舞のないやう氣をつけること。出来れば酒は慎みたい。3. 老人や傷痍軍人の動作を助けることは同車した人々の義務と心得たい。
 - 衛生 1. 唾や痰を床の上に吐かぬこと。2. 飲み食ひした後は座席の下に一まとめにして置くなり、洗面所に備付の屑箱に入れて散らさないこと。3. 便所に入る前には必ずノックして入り、使用前後に水を流して清潔にし、停車中は使用しないこと。
 - 食 1. 上衣を脱いだり、オリーブ又は帽子をつけたまま、或は寝巻姿の食事は困る。2. 深酒を飲み、長居は無用、外で空腹の客が列をなし待つてゐる。
 - 寝 1. 寝巻番號をよく覚えて間違へないこと。2. 深夜に途中から寝巻車に乗るときは静かにすること。3. 夜更けて食堂車などから歸つて、同伴者と高話することは他人の睡眠をさまたげる。4. 寝巻は寝巻車の服装であるから外へそのまゝ出るとは慎みたい。

露光量違いにより重複撮影

忠實なる記録係

★経営主顧者に

時間計量は利潤のパロメーターです
 差情な時間管理に依つて事業の繁榮は到底希まれません
 能率増進に—生産擴充に—貴経営體の忠實なる記録係として此の有能なるニデカを御使用下さい！



時報装置附

作業記録に
 原價計算に
 出退勤用に

型録送呈

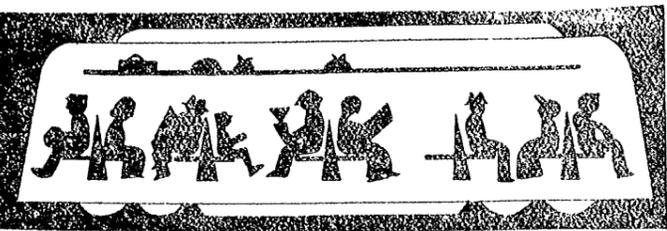
日本電氣株式会社特定販賣所

ニデカ販賣株式会社

本館 東京市日本橋區通二(大同ビル) 電 日本橋 4607・5034

支店 大阪市西區土佐堀通一(大同ビル) 電 土佐堀 7034・4343

出張所 福岡市下土居町三番地(博多ビル) 電 東 5616



旅の公德覺書

鐵道省

- 一 汽車に乗るとき
- 待合室 上紙屑・車物の皮などは備付の屑箱に入れて散らさないこと。2 手拭品は膝の上に置くなど、アームの上には置くなりして座を染めないこと。3 床の上に唾や痰を吐き散らすやうなことをしないこと。
 - 手拭品 手拭品は少いほど氣樂である。汚れた手拭品はポケットに託送すること。
 - 出札と改札 お互に手を洗つては潔癖を著し、却つて遅くなるばかりであるから、秩序をとり、謙讓の美徳を發揮しなさい。
 - 乗降 降車する人が先づ降りてから乗ることに併せて注意せよ。老人や子供は先に降車させること。
- 二 汽車の中
- 座席 座席は自分の席を占めたり、荷物や席をふさいだり、他人が立つてゐるのに無理入りをして知らぬ顔をするな。
 - 名譽の傷 他人に侮辱する言動を慎み、愛國の美意に敬申の意を表すこと。
 - 車内の動作 親切な言動と車内の氣分を明朗にしたい。1 暑いからと太鼓を出したり、肌掻きになつたりせぬこと。2 酒に酔つて放浪言動し、又他人に無作法な振舞ひをする言動を慎むこと。出来れば注意せよ。3 老人や傷病車人の動作を助けることは同車した人々の義務と心得なさい。
 - 衛生 1 唾や痰を床の上に吐かないこと。2 飲み食ひした後は座席の下にゴミをみだりに置くな。洗面所に備付の屑箱に入れておきなさい。3 飲食散らさないこと。3 便所に入る時は必ずノックして入り、使用前後に水を流して清潔にしたい。停車中は使用しないこと。
 - 貧困 1 上衣を脱いだり、オムツ又は帽子を付けたまゝ、或は寝巻姿の食事は困る。2 淫酒を飲み、長居は無用、外で空腹の客が列をなして待つてゐる。
 - 寝巻 1 寝巻番號をよく覚えて間違へないこと。2 深夜に途中から寝巻車に乗るときは静かにすること。3 夜更けて食堂車などから歸つて、同作者と高語するのは他人の睡眠をさまたげる。4 寝巻は寝巻車の服装であるから外へそのまゝ出ることは慎みたい。

露光量違いにより重複撮影

露光量違いにより重複撮影

東日・大毎集 海軍省選定歌

太平洋行進曲

海の人なら 男なら、みんな一度は 憧れた
太平洋の 風潮を、共に勇んで 行ける日が
来たぞ 歡喜の 血が燃える

今ぞ雄々しく 大陸に、明るい平和 築くとき
太平洋を 乗り越えて、希望はてない 海の子の
意氣を世界に 示すのだ

仰ぐ軍の 軍艦旗、みよしに剣を、いざいで
太平洋を 我が海と、風も輝く、この朝だ
伸ばせ 皇國の生命線

遠いわれらの 親たちが、いのちを的に 打ち倒した
太平洋の 源に探せば、日本の
明日の榮を、

船と湧き立つ 感激に、しおきをあげて、海の子が
胸をこぼして、涙を 描へて進む ひびきこそ

東日・大毎集「太平洋行進曲」佳作第一

海の勇

一、海を越く幾千里、太平洋の 波が
逆巻く浪と戦ひつ、夜も日も 護る
仰げば 熱い眼がうるむ

二、吹雪は荒ぶ北の果、骨まで凍る冬の夜、
敵を見張る甲板で、しおきを浴びるこの胸に
海國男子の血が燃える

三、椰子の葉をよぐ珊瑚礁、砲さへ灼ける炎も
赤道越えてなほ遙か、族風強く日の丸を
立て、乗っ切る意氣をみよ

四、國に召されて海ゆかば、水づく屍とどの命
捨てる覚悟ちやあるけれど、手柄断ると言つて来た
故郷の親が忘れぬ

五、荒浪分けて衝き進む、苦勞も何の大陸に
あがる勝鬨きいたとき、思はず叫ぶ萬歳の
響きは響け届いたぞ

トコロタクビ

内閣報

報 週

八月二日

日英會談とその反響

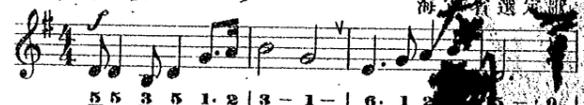
日英會談とその反響
日英會談とその反響
日英會談とその反響
日英會談とその反響
日英會談とその反響
日英會談とその反響
日英會談とその反響
日英會談とその反響
日英會談とその反響
日英會談とその反響

第一四六號 昭和十二年八月二日

太平洋行進曲

[基準速度 ♩ = 114]

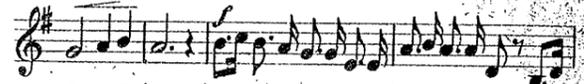
東海 毎巻
海軍 選定曲



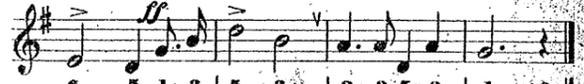
5 5 3 5 1 2 | 3 - 1 - | 6 . 1 2 3 4 5 | 6 - 0 |
1. ツミノタミナーラ フトナラ
2. いまぞををしくたいに



6 6 5 5 3 5 1 6 | 5 5 1 3 2 0 5 5 | 5 - 3 2 1 | 6 - 0 5 |
ミーンナイチドバアコガレタイヘイキウノク
あかるいヘーいわさづくどきたいヘイヤウをの



1 - 2 3 | 2 - 0 | 3 4 3 2 1 1 6 6 | 2 3 2 2 5 0 3 5 |
ロシホヲ トーモニイサンデユケルヒガキ
りこえて きーばうはてないうみのこのいー



6 - 5 1 3 | 5 - 3 - | 2 . 2 5 2 | 1 - 0 ||
タゾカンキノチガモチル
きをせかにしめすのだ

J-54700 藤原義江・四家文子
日本ビクター男聲合唱團
指揮 柴田 内藤清五
片岡 海 の 勇 者
徳山 徳・中村淑子
徳科あけみ・新田八郎
日本ビクター管絃樂團

J-54701 徳山 徳・波岡惣一郎
日本ビクター男聲合唱團
指揮 柴田 内藤清五
片岡 行進曲「太平洋」